

令和 6 年度
日本歯科大学新潟短期大学
自己点検・評価報告書

令和 6 年 9 月

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	3
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	3
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	7
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	15
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	20
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	20
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	28
【基準Ⅲ 教育資源】	40
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	40
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	44
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	48
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	50
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	50
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	51
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	53

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

〔テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神〕

〔区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準Ⅰ-A-1 の現状＞

学校法人日本歯科大学は明治40年の創立以来、建学の精神を「自主独立」、建学の目的を「学・技両全にして人格高尚なる歯科医師の養成」としており、この創立者の精神は、傘下の日本歯科大学生命歯学部、日本歯科大学新潟生命歯学部、日本歯科大学大学院生命歯学研究科、日本歯科大学大学院新潟生命歯学研究科、日本歯科大学附属病院、日本歯科大学新潟病院、日本歯科大学東京短期大学、日本歯科大学新潟短期大学、医の博物館、口腔リハビリテーション多摩クリニック、在宅ケア新潟クリニックのすべての組織に共通するものとして118年を超える年月において脈々と継承されている。学校法人日本歯科大学理事長である中原泉は平成18年の「日本歯科大学創立100周年記念誌」に「建学の精神」を寄稿し、その中で、「自助努力という信念と勇気により、本学は、自らの判断と責任において大学運営の舵取りを続けてきた。この100年間、一貫して継承された自主独立こそ、日本歯科大学の建学の精神なのである。」と述べている。さらに、平成28年の「日本歯科大学創立110周年記念誌」に寄稿した「創立110年の宣言」の中で、「私どもは、まだまだ自らの足らざるところを知っている。今後は、それらを是正し改善し補強して、さらに高みをめざすことが、現役世代に課せられた責務である。」と述べており、現状に甘んじることなく常に前進し続ける姿勢を学校法人日本歯科大学の運営ビジョンとして明確に示している。また、昭和23年4月に創刊され既に688号をこえる日本歯科大学新聞会発行の「日本歯科大学新聞」では、各種式典等の様子も掲載されており、学内外に「建学の精神」についての理念や考え方を表明している。日本歯科大学新聞縮刷版も年一回発行しており、全教職員に向け積極的に情報を発信している。

日本歯科大学新潟短期大学も創立者の精神を踏襲しており、建学の精神は同じく「自主独立」である。本学では、建学の精神に基づいて定められた教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを掲げ、教育活動を展開している。

本学では、学校法人日本歯科大学創立以来の建学の精神「自主独立」を受け、次のテーマを軸に歯科衛生士の養成を展開している。

テーマ1 「自分の行為に責任を持つ」

歯科衛生士は、医療・介護の現場において、患者さんに対して、直接的に対面し行為を行うという業務を担っている。その意味から、自分の行う行為における責務の大きさを自覚する。

テーマ2 「人との関わりを大切にする」

歯科衛生士は、医療の現場において、常に人と関わりを持つ。その際には、患者さんとのコミュニケーションなくして、医療行為は成り立たない。そのため、人とのコミュニケーションを通して、一職業人として、また一社会人として患者国民に貢献できる歯科衛生士を志す。

テーマ3 「豊かな心を培う」

歯科衛生士は、気持ちのいい挨拶、ハッキリした返事、テキパキした動作、清潔と身綺麗を常として、人に接し業務に励む。その態度と行動を通して、職業人また社会人としての豊かな心を培う。

上記3つのテーマは本学の教育特色を踏まえているものであり、その目的は高度な歯科衛生士の育成を目指すものである。また、本学では教育の理念として、「本学学則には、その目的を「本学は、学校教育法に基き、歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする」と規定している。この目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成する」と掲げている。教育基本法第1条には、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と定められており、本学の建学の精神、教育の理念は教育基本法に基づいた公共性を有しているといえる。

建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、本学ホームページ「短大概要」において広く学外に対し公表するとともに、シラバス及び学生便覧に掲載している。学内において建学の精神を共有するための取り組みとして、各学年の新年度オリエンテーション時に建学の精神に基づく教育の理念を説明し、周知徹底を図っている。また、保護者に対しても、新入生オリエンテーションや各学年保護者説明会（令和4年度はコロナ禍のためオンラインにて開催）の際にその内容を伝達している。さらに、大学案内、入学者選抜要項にも掲載し、受験生に対しても本学の建学の精神を開示している。建学の精神は新潟短期大学事務室前のロビーに、教育の目標は全教室に掲額し、常に教職員・学生の眼に触れるようにしている。教職員に対しては、年度初めの教授会にて建学の精神に基づく年度方針が学長より述べられ、学内において共通認識の形成を図っている。

教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、教育の質保証を図るため、カリキュラムとの整合性及び学生の態度教育の観点から学生生活に照らし合わせ、教務・学生委員会において追

加・変更の必要の有無を定期的に確認している。これに自己点検・評価の結果を踏まえ、毎年1月の教授会にて協議事項として提議され、最終的な内容の検討と確認を行っている。

〔区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

地域・社会に向けた公開講座では、日本歯科大学新潟生命歯学部公開講座委員会に本学学長及び教職員2名が委員として参加しており、年2回の公開講座を企画・運営している（令和5年度は日本歯科大学生命歯学部での開催をメールで配信）。

生涯学習事業としては、毎年7月に日本歯科大学新潟短期大学校友会（雪つばき会）が主催となり、本学卒業後研修事業を企画・運営している。この事業は、新潟県歯科衛生士会の後援により日本歯科衛生士会の生涯研修認定講習の役割も果たしており、参加者は本学卒業生のみならず多くの歯科衛生士が参加している。令和5年度は「コロナ禍と歯科と私」をテーマに、日本歯科大学新潟病院口腔外科講師の赤柴竜先生によるオンデマンド型の研修会が開催された。この研修会の概要は「雪つばきだより（会報）」や本学ホームページ「校友会」でも広く公開している。さらに日本歯科衛生士会の後援をいただき、生涯研修の申請も行うことが可能である。

本学では、学外関係者より授業参加の要望があった場合には個別に対応を図っている。現役学生の学習に支障がなければ、原則的に講義の聴講や実習の見学は可能であるが、単位認定は行っていない。そのため、キャリアアップや系統的な学び直しを希望する者に対しては、専攻科の入学を案内している。

さらに、短期大学の役割とされる、「社会人の再就職支援のための再教育の場となるコミュニティカレッジ」としての機能を果たすため、本学卒業生には基礎実習室を開放し、再就職に向けた知識・技術面の支援を個別に行っている。

地域・社会の地方公共団体との連携では、平成26年度より「大学連携新潟協議会」と連携協定締結を行っている。本協議会は、新潟県内の大学の英知をより一層新潟市の施策に活用するとともに、大学の地域貢献を進め、市民満足度を向上させることを目的として活動している。令和5年度は情報交換会を1回実施している。

本学が加盟している「高等教育コンソーシアムにいがた」は、新潟県内にある高等教育機関が相互に連携・協力して、新潟県の教育・研究の充実を図るとともに、新潟県の地方公共団体や産業界と連携しながら、地域社会・国際社会の教育・文化の向上・発展及び人材育成に貢献し、もって新潟県の教育・文化環境の向上及び個々の高等教育機関の発展に寄与することを目的とした組織である。本組織では、前述の目的を達成するため、以下の事業を掲げている。

1. 高等教育機関相互の教育分野における連携に関する事業
2. 高等教育機関相互の研究分野における連携に関する事業
3. 高等教育機関と地域社会・国際社会との交流、人材育成及び連携に関する事業
4. 高等教育機関と初等・中等教育機関との連携に関する事業
5. 高等教育機関相互の教職員の能力開発における連携に関する事業
6. その他目的を達成するために必要な事業

本学は、合同進学説明会への参加や、「高等教育コンソーシアムにいがた」のホームページ及び公式SNSによる情報発信に携わった。また、同じく部会の1つである歯科系タスクフォース部会では、新潟大学歯学部口腔生命福祉学科、明倫短期大学とともに歯科衛生士や歯科技工士の社会的認知度向上と入学志願者増加のための活動を行っている。例年、地区歯科医師会と連携して高校へ訪問し、希望者に対する進学相談会や出前講義を3大学が合同で開催している。なお、令和5年度は、新潟市立日和山小学校1、2、4、6年（11/17、11/24）新潟市立木山小学校1、2、3、4年生（11/27）を対象に学級指導を行った。

本学は、令和3年度より「新潟市高等学校等教育コンソーシアム」へ参画している。本会は、新潟市立高校等の社会に開かれた教育課程の実現及び市立高校等を核とした持続可能で魅力あるまちづくり、地域力を活かした協働によるまちづくり、学校と地域社会が共に学ぶことのできる場の充実と新しい文化の価値の創造に資することを目的として構築された団体である。本会は、前述の目的を達成するため、以下の事業を掲げている。

1. 市立高校等と外部機関との連携による事業
 - ・ 調査
 - ・ 研究事業
 - ・ 情報交換及び交流事業
 - ・ 「探究的な学習」「キャリア教育」「インターンシップ」に関する事業
2. 新潟市の施策に関する推進事業
 - ・ 地域の担い手育成に関する事業
 - ・ 地域社会発展に関する事業
 - ・ 地域魅力創造に関する事業
3. その他目的を達成するために必要な事業

本学は、本事業の一環として、高志中等教育学校土曜活用講座に教員1名を講師として派遣した。生徒側との質疑応答の時間もあり、学ぶことの意義、進路及び進学意識を醸成できたと考えている。

新潟県歯科医師会が主催する「歯と口の健康フェア」には例年学生ボランティアが参加しているが、令和5年度は学園祭と同日開催であったため、パネル展示のみとなった。新潟県内の各市町村が主催して開催する健康イベントである「歯っぴーフェア2023/燕市（11/19）」には第1学年学生2名、第3学年学生1名の計3名、「新発田健口フェア」では第3学年学生1名、教員2名の計3名が歯科系タスクフォースのボランティアとして参加した。

さらに、学校歯科医と連携して成長期の子どもに対する歯科口腔保健の指導や教育を行う方法を模索しており、すでに幼稚園・保育所や小学校と連携して歯科保健指導を行い、体系化を検討し一部実施している。新潟市立浜浦小学校5年生を対象に数年に渡り行ってきた個別保健指導事業においては、その研究成果について日本歯科保健学会誌で論文発表を行った。

ボランティア参加は歯科系だけではなく、日本歯科大学新潟生命歯学部、日本歯科大学新潟病院とともにがん患者支援のチャリティイベントのリレー・フォーライフ・ジャパンにいがたにも毎年参加している。令和5年度は現地開催（9/16～17）で企業協賛として本学からは卒業生1名の参加があった。

また、震災地でのボランティア活動は、日本歯科大学新潟生命歯学部、日本歯科大学新潟病院とともに、本学からも参加している。震災地での活動へは歯科衛生士教員が参加しており、これまでに、中越沖地震被災者が避難している体育館や公民館等で被災者を慰問するとともに、避難所における口腔清掃や入れ歯の手入れなどについての相談を受け、歯科保健指導を行ってきた。なお、令和5年度の出務はなかった。

以上のように、新潟県内各自治体や地区歯科医師会等との連携を深めており、連携事業の実施、各種ボランティア活動の参加など、実績を積み重ねてきた。各種事業やイベントは企画段階から参加している案件もあり、特にボランティア活動については、学生に意義・目的・実施内容などを説明したうえで募集を行っている。本学単独事業の場合は、プロジェクトごとに各種学内委員会が中心となり対応している。

＜テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題＞

教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーは、教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会において定期的に追加・変更の必要の有無を検討している。問題点があれば直ちに教授会に報告され、協議が行われることになる。さらに、例年1月の教授会において、教育の理念、教育の目的、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの見直しについて協議事項として提議され、最終的な内容の協議と確認が行われている。令和5年度は変更がなかったが、時代の求めに応じた教育の質を担保するため、令和6年度より、教育の目標、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーをそれぞれリニューアルする予定である。社会的背景や短期大学教育を取り巻く環境などの変化に応じて時代の流れに即した内容となるよう十分な検討が必要であると考えているため、今後も継続してフィードバックを行う予定である。

〔テーマ 基準 I-B 教育の効果〕

〔区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

学校法人日本歯科大学の創立以来の建学の精神「自主独立」を受け、日本歯科大学新潟短期大学では、次のようなテーマを軸に歯科衛生士の養成を展開している。

テーマ1 「自分の行為に責任を持つ」

歯科衛生士は、医療・介護の現場において、患者さんに対して、直接的に対面し行為を行うという業務を担っている。その意味から、自分の行う行為における責務の大きさを自覚する。

テーマ2 「人との関わりを大切にする」

歯科衛生士は、医療の現場において、常に人と関わりを持つ。その際には、患者さんとのコミュニケーションなくして、医療行為は成り立たない。そのため、人とのコミュニケーションを通して、一職業人として、また一社会人として患者国民に貢献できる歯科衛生士を志す。

テーマ3 「豊かな心を培う」

歯科衛生士は、気持ちのいい挨拶、ハッキリした返事、テキパキした動作、清潔と身綺麗を常として、人に接し業務に励む。その態度と行動を通して、職業人また社会人としての豊かな心を培う。

また、日本歯科大学新潟短期大学の教育の理念として、「本学学則には、その目的を「本学は、学校教育法に基づき、歯科衛生に関する専門の知識と技術を教授研究し、高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする」と規定している。この目的を体して、医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観、すなわち学・術・道を兼ね備えた歯科衛生士を養成する」と掲げている。

本学では、上記教育の理念に基づき、教育の目的を以下のように定めている。

教育の理念を具現するために、一般教養と歯科の基礎と臨床に関する最新の講義と実習を行い修得させる。これにより、歯科衛生士として地域社会に通用する人格、技能及び使命感を有し、口腔保健衛生の向上に寄与する人材を養成するとともに、保健・医療・福祉に貢献することを目的とする。

上記目的を達成するため、教育の目標を以下のように定めている。

1. 人との関わりを通して、相手を尊重した対応ができる。
2. 社会人として自らの健康を守り、調和のとれた豊かな人間性を養う。

3. 医療チームの一員として周囲と協調すると共に、リーダーシップをもって地域社会に貢献できる能力を養う。
4. 社会のニーズに対応し、歯科衛生士としての使命感に基づいて自己研鑽ができる能力を養う。

本学では、これらの内容をシラバス及び学生便覧に掲載しており、学生に対してはオリエンテーション時に伝達し、また、新入生の保護者に対しても保護者説明会を行い、伝達している。

学生のみならず、教職員に対しても毎年新年度にシラバス及び学生便覧を配布し、学生指導の基準としている。また、教育の目標は各学年の教室内の教壇横の壁面に掲額し、常に学生及び授業担当者の眼に触れられるようにしており、さらに大学案内や入学者選抜要項にも記載し、本学入学を希望する生徒にも提示している。

各授業担当者に対しては、シラバス作成時、教育の目的及び教育の目標を基盤とした授業構成を年度末に依頼しており、各授業の一般目標及び行動目標に学習成果が反映されている。各授業担当者は初回授業時に再度口頭で学生に伝えるようにしている。

学外への表明に関しては、教育の理念・教育の目的・教育の目標を本学ホームページ「短大概要」や大学案内などで広く公表している。また、オープンキャンパスや進学説明会等で進学希望者に対し、本学の教育の理念・教育の目的・教育の目標を説明のうえ、本学が求める歯科衛生士像について説明を行っている。

教育の目的や教育の目標については、毎年度、教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会、教授会において見直しを行っており、平成21年度には歯科衛生学科の教育の目的の「歯科保健衛生」を「口腔保健衛生」と改めた。平成26年度には、新設された臨床系専攻科2科の目標を策定し、専攻科全体の教育の目的・教育の目標の見直しを図った。現在は、令和6年度に向け、新たに見直しを図っている。

教育の目的・教育の目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込んでいるかの定期的な点検に関しては、「建学の精神」に基づき「日本歯科大学新潟短期大学の目標」を実現するために、本学のアイデンティティーをどこにおくか定め、その方針をFD・SD委員会による研修会を行って教職員に周知徹底し、実現のための体制を整備している。令和4年1月には、教育及び学生支援の向上・充実のためのPDCAサイクルを考える事を目的としたFD・SD研修会を開催し、全教職員で本学の現状について共有を図った。

卒業生の質の保証という観点から、すべての教育活動はディプロマ・ポリシーの実現に帰結し、これが各種の問題に対する判断基準となることを教職員及び学生が認識するよう確認作業を行っている。具体的には、本学をどのような大学にして、どのような卒業生（歯科衛生士）を輩出するのか、逆にどのような学生は進級できないのか、社会や地域住民にどのように貢献していくのか、他の歯科衛生士養成機関と比較して本学の特徴はどこにあるのか、個々の問題を解決するために具体的な手順を全学的に検討し、さらに学生による授業評価結果及び就職先への本学の人材養成に関するアンケート調査結果から見直しを図っている。

引き続き、これら方針等の定期的な内容の見直しを図り、「到達指標」のルーブリック化を図るとともに、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・

ポリシーに加えて学習成果や教育効果の検証に関する方針（アセスメント・ポリシー）を定め、本学教育の基本的な方針をより明確にしていきたい。こうして卒業認定・学位授与の方針を中心とする「教育に関する基本方針」はもとより、方針を具体化した教育の目標、さらに各授業科目における一般目標及び行動目標も明確にして、本学の教育によって育成していく人材像とその具体的内容を明らかにしていくことで、建学の精神がすべての目標につながるよう努めてゆく。

【区分 基準 I -B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-2 の現状＞

本学では、建学の精神、教育の理念及び教育の目的を踏まえながら、その具現化に向けて教育の目標を定めて教育を行った結果、学生一人ひとりが得た教育の基本方針に沿った学びの成果が学習成果であると考えている。このため、重要となるのは、建学の精神に基づく三つの方針であるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーであり、その中でもディプロマ・ポリシーが、学生が卒業までに身に付ける学びの成果であると位置付けている。

歯科衛生学科及び専攻科のディプロマ・ポリシーは、本学の建学の精神や教育の目的に基づいて策定している。

【歯科衛生学科 ディプロマ・ポリシー】

本学では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、短期大学士の学位が与えられるとともに、歯科衛生士国家試験受験資格を取得できます。

1. 地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つ。
2. 豊かな人間性を持ち、相手を尊重した対応ができる。
3. 歯科衛生士としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。
4. 国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技術を有する。

【専攻科 ディプロマ・ポリシー】

本学専攻科は、修業年限在籍し、所定の単位を修得するとともに、以下の素養を身につけた学生に修了を認定する。

1. 医療人としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。
2. 専門分野の高度な知識・技能を修得し、保健・医療・福祉・介護に貢献できる能力を持つ。

3. 科学的根拠に基づいた口腔保健を実践できる。
4. 歯科衛生士の指導者としての自覚を持つ。

建学の精神「自主独立」に基づくディプロマ・ポリシーのもとで各教科の目標を明記し、学習成果をシラバスに反映させるよう授業担当者に周知をしている。シラバス作成時には、教育の目的・教育の目標を基盤とした的確な授業構成、各授業の一般目標及び行動目標に基づいた学習成果が反映するよう依頼している。定期試験や授業ごとの小テスト、実技試験、OSCE（客観的臨床能力試験）、病院臨床評価を実施し、評価結果をすべてデータ化したうえで管理をしている。

また、専攻科の教育概要に関しては、以下のとおりである。

[専攻科歯科衛生学専攻]

専攻科歯科衛生学専攻では、歯科衛生学科で学んだ基礎的知識のうえに、歯科衛生士としてさらに専門的知識及び高度な技術を修得して応用能力を備えるとともに学士（口腔保健学）の学位を取得して、指導者となり得る歯科衛生士を育成することを目的とする。

[専攻科在宅歯科医療学専攻]

要介護高齢者に対する口腔衛生管理により、嚥下性肺炎の発症率が減少することが報告されている。一方、要介護高齢者の約7割が何らかの歯科治療が必要であるにも関わらず、実際に歯科治療を受けた者は3割に満たない状況にあるという調査結果があり、要介護高齢者に対する訪問歯科診療の必要性が叫ばれている。

日本歯科大学新潟病院では、昭和62年から地域の要請により、大学では初めて在宅歯科往診チームを設立し歯科訪問診療を実施している。これからの歯科衛生士は、在宅歯科医療における安全で高度な歯科医療の提供に必要な知識はもとより、専門的口腔衛生の管理、咀嚼機能の向上、筋機能訓練、摂食・嚥下機能の獲得などの専門的知識・技能・態度の習得が必要であり、歯科衛生士の業務を臨床の場で学ぶことにより、歯科訪問診療のプロフェッショナルを育成することを目的とする。

[専攻科がん関連口腔ケア学専攻]

近年、がん治療の現場では、がん患者の劣悪な口腔環境が関連した様々な合併症により、治療完遂率の低下や入院期間の延長、QOLの低下が生ずる事が問題視され、患者の口腔衛生環境の改善、保持と歯科的管理の重要性が増している。特に周術期や抗ガン剤化学療法、放射線治療、造血幹細胞移植等における感染症予防、口腔粘膜炎症軽減策としての口腔ケアと口腔機能管理は重要となりつつある。このため歯科衛生士を含む歯科医療従事者は、がん患者の治療や合併症、様々な全身的なリスクに関する知識と口腔の状態、機能に関するアセスメントを含めた口腔機能管理・口腔ケアに関する知識と技術の修得が求められている。本専攻科は、実践的な臨床の現場における研修を通して、診療所又は急性期病院において、多職種と連携して、がん患者の口腔機能管理・口腔ケアを担う専門的知識と技能を具備した歯科衛生士を育成することを目的として設置する。

認定専攻科である専攻科歯科衛生学専攻修了者は、学修成果である修了レポートの審査を受けて独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から4年制大学卒業と同等となる学士（口腔保健学）を授与されており、学習成果は日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生研究会で発表し、歯科医師、歯科衛生士、研究者、他の医療関係者、学生などから評価を受けており、その内容を日本口腔保健学雑誌等へ投稿し広く公表している。

専攻科がん関連口腔ケア学専攻及び専攻科在宅歯科医療学専攻修了者は、歯科衛生士として指導的立場を担い、日本歯科大学新潟病院をはじめとして歯科衛生学科学生の教育や歯科衛生士の資質や社会的地位向上、そして地域住民に貢献すべく活躍している。

学習成果に関しては、「教学マネジメントに関する要項」の改正に基づき、改善案とともに学習成果の見直しを含め教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会、教授会において定期的に点検・評価を行っている。また、全教科において、学期末に教員及び学生に対して自己評価・教員評価を行い、データ化して授業担当者にフィードバックを行っている。特に、国家試験の合格率、全国模試、試験問題の質の向上（ブラッシュアップ）と識別指数による問題の適正の判定、各教科の成績評価や臨床実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価で行い、社会のニーズを把握したうえで、学習目標・学習内容が適切であるかを振り返り、更なる充実を図っている。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

三つの方針であるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは建学の精神を基盤として教育の理念・教育の目標とともに一体化して定められている。

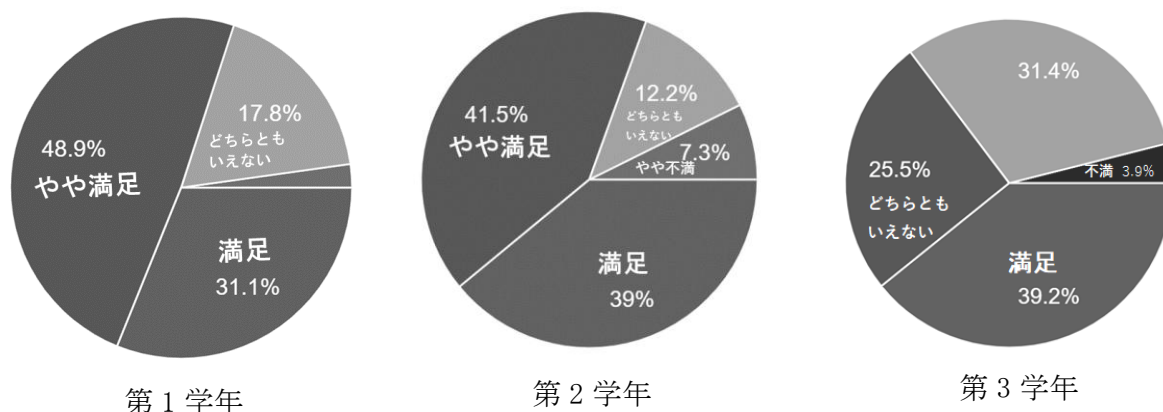
三つの方針は、教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会、教授会で審議を経て策定し、学則において教育課程は体系的に編成するものと規定され、シラバス、学生便覧、本学ホームページ「情報公開」に掲載されている。それぞれ関連する法令（学校教育法、歯科衛生士法、歯科衛生士学校養成所指定規則、短期大学設置基準等）を適宜確認し法令遵守に努めている。法令等の変更に関しては、各関連官庁からの法改正等による通達及び事務連絡を適宜確認している。関連事項の通達がある場合、学則変更等を行い、法令遵守に努めている。卒業認定・学位授与の方針に基づき、教育課程編成・実施の方針に従い科目を配置しており、教員は担当科目の教育を通じて「学位授与の方針」を達成できるよう教育している。また、令和6年度に向けて、三つの方針の見直しを図る予定である。

進学相談会やオープンキャンパス参加の時点から入学、卒業に至るまでの各段階において、教職員が共通認識のもと教育活動に取組み、具体的にはオープンキャンパスの全体

説明会や個別相談等において、本学の教育の目的、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなどを説明するとともに、アドミッション・ポリシーに示されている項目に基づいて入学者の選抜を行っている。ディプロマ・ポリシーを達成するためには、教え手である教職員と学び手である学生の双方が可視化されたカリキュラムを共有する事が重要であるため、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを作成し、各授業科目がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとどのように関連しているかを学生へ提示する事により、計画的に学べるよう配慮している。学習方略には、講義のみならず、アクティブ・ラーニングも適宜取り入れ、能動的な学習の充実を図り、三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。この三つの方針は、本学ホームページ、学生便覧、シラバスに掲載し、学内外に公表している。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

令和5年度は全授業を対面型で実施した。下記に示す学生のアンケート結果からも、令和4年度の学生満足度は7～9割の学生が満足、どちらかといえば満足と回答しており、不満と回答するものは3学年のみという結果であった。不満と感じている理由については、授業の分かりやすさや配布資料の適切さなど、在学中のオンライン授業による不満が多くを占めている結果となった。

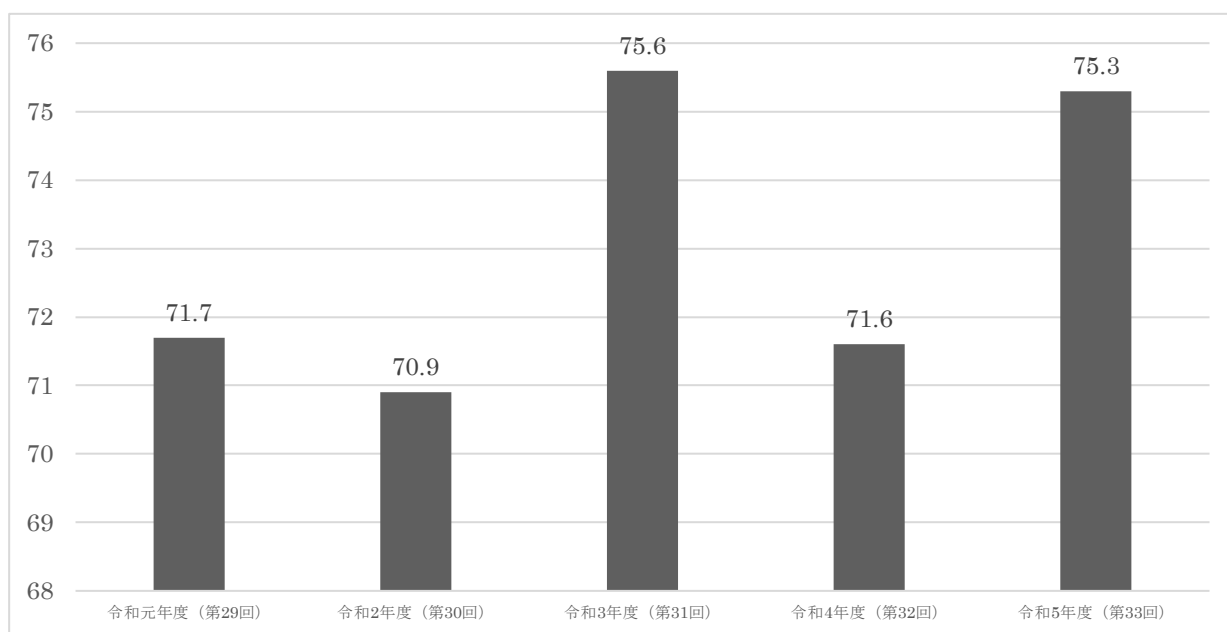


＜令和5年度 学生授業満足度アンケート結果＞

病院実習（病院実習・臨地実習Ⅰ及びⅡ）においては、病院教職員との連絡会議を月1回開催しており、双方での問題点について報告及び協議を行っており、病院実習と座学とのギャップの軽減や魅力ある大学づくりの一環として内容の見直しを図っている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1学年 総合試験	62.9	58.9	60.7	57.3	74.1
第2学年 総合試験	59.6	55.6	54.9	55.1	68
第3学年 統合試験①	67	65.4	70.5	64.4	68.2
第3学年 統合試験②	69.2	69.2	66.7	65.9	71.3

＜総合試験・統合試験 平均点（過去5年間）＞



＜国家試験自己採点 平均点（過去5年間）＞

令和5年度は、令和4年度に続き歯科衛生士国家試験合格率100%を達成する事が出来ず、1名の不合格者を出す結果となった。しかしながら、歯科衛生士国家試験自己採点結果の上昇がみられたことに加え、令和4年度に過去最低となった第1学年では、低学年からの強化を継続して実施した結果、令和5年度では過去最高点を記録した。同様に第2学年及び第3学年でも上昇傾向にある。令和6年度に向け、歯科衛生士国家試験合格率100%を取り戻すためにも、個々の学生に対応したきめ細やかな学習指導を行う必要があると考える。

入学早期からの学力及び学習状況の把握を行い、適切な支援を行っていくためにも、入学前教育プログラム（リメディアル）と入学後の基礎力リサーチを継続する必要がある。模擬試験や統合試験等の結果から各学生の学力を把握し、学力に応じた個別指導強化が当面の課題として挙げられる。過去の試験結果を踏まえ、特に第2学年における教育改善が必要であると認識している。第2学年では専門分野の増加により、再試験数も増加傾向にある事からも、専門分野はより丁寧な導入が求められると考える。令和3年度から全学年にプレポストテストを導入し、学び方を学ぶという取り組みを行ってきた。今後も継続し、学生の意識改革を行うためのワークショップを実施したいと考えている。

令和3年度より国家試験の受験対策をより早期から意識させることとして、ESS（医療系大学教育支援システム）を取り入れ3年目を迎えたが、その活用方法については、今後も様々なトライアルを実施し、有効的な活用方法について検討を行っていく必要がある。また、歯科衛生士国家試験自己採点結果から今年度の平均点は減少しており、下位者へのサポートのみならず、成績上位者への積極的なフォローの実施も今後の課題である。

今後も、歯科衛生士を取り巻く環境は刻々と変化することが想定され、社会が歯科衛生士に求める資質、能力、知識も変化しているため、本学で定めている三つの方針についてもその妥当性を定期的に検証及び見直しを行う必要がある。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

日本歯科大学新潟短期大学自己点検・評価規程第1条には、「日本歯科大学新潟短期大学の発展及び社会的使命を達成するため、教育、研究、運営等の状況について自ら点検並びに評価することを目的とする」と規定されており、その目的を達成するため、自己点検評価実施委員会が中心となり全学的に自己点検・評価を実施している。本学には自己点検評価実施委員会以外の委員会として、運営委員会、教務・学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会、入学者選抜実施委員会、倫理審査委員会、研究推進委員会、国家試験対策委員会、OSCE委員会、FD・SD委員会、広報委員会があり、それぞれの委員会ごとに課題や改善項目に対し定期的に協議・検討を重ね、内部質保証の向上に積極的に取り組んでいる。本学の教職員はいずれかの委員会に属しており、すなわち全教職員が自己点検・評価に必然的に関わる体制を築いている。各委員会で検討された内容は、最終的に教授会・自己点検評価実施委員会に報告されている。自己点検評価実施委員会は、本学の教育、研究、運営等の状況について点検並びに評価を実施することから、学長、学科長、教務組織及び事務組織の各部門から選出される委員をもって組織すると規定されており、委員長である学長、学科長、教務課長、学生課長、教授、事務長が委員として参画している。それぞれの分野からの意見を広く取り入れ、本学のさらなる発展につなげるよう努めている。

本学では自己点検・評価報告書を定期的に作成し、本学ホームページ「情報公開」にて学内外に公表している。自己点検・評価報告書は、自己点検評価実施委員会が中心とな

り、全学的に作成に取り組んでいる。自己点検評価実施委員会委員を責任者として全教職員を基準Ⅰ～Ⅳに振り分け、それぞれの基準担当が各項目を取りまとめているが、必要に応じて各委員会とも連携し、全学的に包括された内容となるよう図られている。作成された報告書は、自己点検評価実施委員会が内容の精査とブラッシュアップを行い、最終的に教授会に報告されている。全教職員が自己点検・評価報告書の結果を確認したうえで改革や改善に活用しており、自己点検・評価活動が本学全体のPDCAサイクル効果を高める役割も担っていると考えている。

自己点検・評価の検証内容として、学生による授業評価アンケート、卒業生によるアンケートを実施している。これらの結果は各委員会、さらには教授会に報告され、課題の抽出、改善を行っている。また、教員は活動状況報告書の提出及び教員評価の実施を毎年行っており、活動状況報告書は本学ホームページ「情報公開」にて学内外に公表しており、教員評価は以下の5項目について実施したうえでその結果のフィードバックを行っている。

1. 教育業績評価
2. 研究業績評価
3. 病院業務実績評価
4. 学内業務評価
5. 社会的活動評価

高等学校等の関係者からの意見については、毎年実施している新潟県内及び近県への高校訪問や進学説明会の際に、進路指導担当教諭より直接聴取している。本学に対する各種意見を吸い上げたうえで、高等学校等からの意見として取り入れるよう努めている。また、毎年度末の3月には、新潟県歯科医師会及び新潟県内の歯科衛生士養成学校4校が集まり、卒業生の進路状況、学生募集状況、大学教育への要望などについて意見交換を行っている。卒業後の雇用主に対するステークホルダー調査も定期的実施しており、卒業生に対する評価や大学教育への要望などの意見を聴取し、教育の改善に反映させている。

自己点検・評価の結果から得られた課題に対しては、可能な限り迅速に対応するよう努めている。シラバスの作成にあたっては、歯科衛生学教育コア・カリキュラムや歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認し、授業概要の充実のため、より詳細な内容記載と各科目間での統一を図った。シラバスの冒頭には、シラバスの活用方法、授業科目一覧、教育の理念、教育の目的、教育の目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、年間教務予定表を明示し、各授業科目のページには、学期、授業形態、授業責任者、授業時間、授業概要、一般目標（GIO）、学習成果（ディプロマ・ポリシー）、学習成果（カリキュラム・ポリシー）、教科書、参考書、アクティブ・ラーニング、成績評価の方法と割合、オフィスアワー、授業回数、授業担当者、授業内容、行動目標（SB0s）、準備学習を明記し、全学生が教育課程を正確に理解できるよう、一部内容の修正を図った。また、毎年度開始時に、全教職員を対象とした授業担当者懇談会を開催している。教育概要を説明するとともに意見交換を行い、教育方針を統一したうえで、改革・改善の場として利用している。

以上のとおり、本学では、自己点検・評価を実施するよう常に努力しており、その結

果をカリキュラムや学生指導の見直しに活用している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定については、授業概要、一般目標（GIO）、学習成果（ディプロマ・ポリシー）、学習成果（カリキュラム・ポリシー）、アクティブ・ラーニング、成績評価の方法と割合をシラバスに明記し、授業責任者が評価基準に基づき客観性、厳格性、公平性を確保する姿勢で成績の評価を行っている。授業科目レベルの成績評価は、定期試験、提出物（ノート・レポート）、ポートフォリオ、成果発表（口頭・実技）などの結果に基づき実施している。また、病院実習開始前に、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の分野について、臨床現場に即した本学独自のOSCE（客観的臨床能力試験）を実施し、学生へのフィードバックを行っている。学生自身も自己評価を行い、病院実習に向けた意欲向上につながるよう指導を実施している。最終的な成績評価は授業責任者が行い、単位の認定及び進級判定は教授会の議を経て学長が行っている。学生と保証人への成績発表は評点で行っているが、進学・就職用などの成績表は秀・優・良・可・不可の評語としている。成績の評価は100～90点（秀）、89～80点（優）、79～70点（良）、69～60点（可）、59点以下（不可）としている。卒業の認定は、本学に3年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位数を取得した者について、教授会の議を経て、学長が行っている。また、前述のように学生に対しては授業評価アンケートを実施しており、集計結果を取りまとめ、レーダーチャート形式で視覚的にも理解しやすいよう授業責任者にフィードバックしている。さらに、教員用授業評価アンケートも同時に実施しており、学生との認識の相違や授業の課題を明確にするよう対応している。学習成果の可視化を進めるためにカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーを作成のうえ利用しており、各授業科目の一般目標及び行動目標には学習成果が明確に反映されることになった。各授業科目で設定された一般目標及び行動目標は、カリキュラム・マップにおいて、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシー達成のために必要な目標を「学習成果」と対応づけて示され、対応関係が一覧できるようになっている。教務・学生委員会では、卒業試験、模擬試験、国家試験対策講義や個別指導の設定などを行い、学生ごとの成績を評価するとともに全体成績の経時的・経年的変化の分析を行い、査定法と学習成果の検証を実施し、査定法が適切であるかの点検を行っている。

歯科衛生士は医学の一領域・人体の健康を担当する医療人として、知識と技術と倫理観を修得することが求められるため、実習教育が非常に重要となる。本学では第2学年10月から第3学年9月にかけて日本歯科大学新潟病院において病院実習を行っている。この実習

における学習成果の査定は、実習評価基準に基づき各診療科の指導担当歯科衛生士が行っている。また、病院実習開始後6か月経過時と修了時には、学生を対象とした病院実習アンケートを行い、その結果について検討を行っている。査定の手法は、教務・学生委員会、病院実習教育検討委員会などで毎年点検し、教授会にて報告されている。

本学では、教育の質の向上・充実のため、自己点検・評価結果や各種アンケート調査結果を活用し、PDCAサイクルを機能させるため日々努力している。全講義・実習終了時に学生授業評価アンケートを実施し、学生からの評価を得て、授業責任者へ結果をフィードバックしている。その結果、教員自身が各項目の評価を把握することができ、授業改善に役立てることが可能となっている。また、教員用授業評価アンケートも同時に実施し、授業方針の検討、改善に役立てている。各授業科目でのPDCAサイクルの活用方法は、以下の内容となっている。

「Plan」

授業概要、一般目標、行動目標、学習成果、成績評価の方法、オフィスアワー、授業計画などを明示したシラバスを作成し、その内容は教務・学生委員会で確認する。

「Do」

シラバスを学生に提示したうえで内容の説明を行い、シラバスの内容に沿って授業を進める。

「Check」

学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を授業責任者にフィードバックすることで授業の課題や問題点を明確にし、その後の授業改善方針を獲得する。同時に、教員用授業評価アンケートを実施し、授業内容についての自己点検を促す。

「Action」

授業責任者は得られた結果を活用し、授業改善を行う。また、教務・学生委員会やFD・SD委員会が実施する研修会において授業責任者に共通する問題点や授業実践の工夫や好例などを共有し、授業改善に繋げる。

以上のようにPDCAサイクルを活用し、教育の向上・充実を図っている。また、本学は単科の短期大学であるため、小規模であることの利点を活かし、全学的に密に連携を図っている。課題や問題点があればその都度打合せ・検証が行われ、迅速な改革・改善に取り組んでいることから、本学教職員は日常的にPDCAサイクルを意識して行動していると認識している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更については常に情報を収集しており、法改正があった際は教授会で報告のうえ全教職員へ情報を共有し、法令遵守の徹底に努めている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の課題>

本学には、運営委員会、教務・学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会、入学者選抜実施委員会、自己点検評価実施委員会、倫理審査委員会、研究推進委員会、国家試験対策委員会、OSCE委員会、FD・SD委員会、広報委員会が設置され、全ての教職員がいずれかの委員会に委員として参画している。各委員会間での検討内容や活動内容に重複事項が散見されたため、委員会業務の効率化を図ることを目的として、委員会の大幅な再編成を実施した。今後も委員会の再編や業務の見直しを継続して実施し、委員会活動を通じて内部質保証の推進及び自己点検・評価に取り組んでいきたい。今後も社会的な要求と学生の能力や基質を総合して、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに合致するような人材を育成していくために、より効果的な教育プログラムを構築していくことが課題となる。そのために本学独自のループリック評価表を作成し活用することで、評価項目がより高レベルの到達度となるよう努めたい。

また、令和5年度については、令和4年度に引き続き国家試験合格率100%を維持する事が出来ず、再び1名の不合格者を出す結果となった。この結果を踏まえ、引き続き全学的にPDCAサイクルの機能を発揮させ、原因の究明と検証を重ね、全教職員にフィードバックを行う予定である。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

歯科衛生学科及び専攻科のディプロマ・ポリシーは、建学の精神及び教育の目的に基づいて策定している。

【歯科衛生学科 ディプロマ・ポリシー】

本学では、以下のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得することにより、短期大学士の学位が与えられるとともに、歯科衛生士国家試験受験資格を取得できます。

1. 地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つ。
2. 豊かな人間性を持ち、相手を尊重した対応ができる。
3. 歯科衛生士としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。
4. 国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技術を有する。

【専攻科 ディプロマ・ポリシー】

本学専攻科は、修業年限在籍し、所定の単位を修得するとともに、以下の素養を身につけた学生に修了を認定する。

1. 医療人としての自覚と倫理観に基づいて自己研鑽ができる。
2. 専門分野の高度な知識・技能を修得し、保健・医療・福祉・介護に貢献できる能力を持つ。
3. 科学的根拠に基づいた口腔保健を実践できる。
4. 歯科衛生士の指導者としての自覚を持つ。

学習成果はディプロマ・ポリシーに示された能力であり、ディプロマ・ポリシーはどのような能力を身につけた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを明確に示している。

歯科衛生学科の卒業の認定及び短期大学士（歯科衛生学）の学位授与については、本学学則第29条から31条及び学生便覧に明記されている。卒業要件は、3年以上在学し、93単位以上を取得し、かつ卒業審査に合格しなければならず、卒業の認定は、教授会の議を経て、学長が卒業を認定することとなっている。また、学位授与については、日本歯科大学

新潟短期大学学位規程の定めるところにより、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与するとしている。

成績評価の基準は、学則第21条において、試験等の評価は評点をもって表わす、と規定されており、進学・就職用等の成績表は、秀、優、良、可、不可の評語としている。歯科衛生士国家試験の受験資格に関しては、歯科衛生士法第12条に文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者、と規定されており、本学は文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校であることから、本学を卒業した者は歯科衛生士国家試験の受験資格を有することとなる。また、専攻科の修了要件については学則第49条において、修了認定については学則第50条においてそれぞれ規定されている。

歯科衛生学科、専攻科ともに就職率は毎年100%であり、県内外を問わず各地で歯科衛生士として就業し、その職責を果たしている。この事からも、本学では社会に通用する人材を育成していると自負している。様々な場面で活躍する、本学卒業生の歯科衛生士からの講演を第1学年の早期段階で取り入れており、キャリア教育の一環として実施している。また、短期大学士（歯科衛生学）の学位については、学校教育法の学位規則、及び短期大学設置基準により定められた学位であり、本学で取得した単位は他大学への編入学時に単位互換性を有しており、その後の進学に適用することからも社会的通用性を持つと考える。

卒業認定・学位授与の方針について、卒業認定は、教授会の議を経て学長が決定しており、学位授与の方針も建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標と関連を含め、適宜点検・評価を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

日本歯科大学新潟短期大学歯科衛生学科は、学校教育法、短期大学設置基準、歯科衛生士養成所指定規則に基づいた専任教員数や校地・校舎の面積などの教育環境、教育課程、教員の資質能力、施設設備などを遵守している。専攻科歯科衛生学専攻は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認可を受けて認定専攻科となっている。

ディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを定めており、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に明確に対応している。

【歯科衛生学科 カリキュラム・ポリシー】

教育の理念に基づいた人材育成のために、教養科目および専門基礎・臨床の均整のとれた科目を構築し、以下の方針で教育を行います。

1. 豊かな人間性、社会性、コミュニケーション能力を養うための教養教育を行う。
2. 全人的視点から口腔の健康支援ができるための基礎教育と専門教育を行う。
3. 専門化・高度化する保健・医療・福祉に対応するため自己研鑽できる能力を養う教育を行う。
4. 協調性、責任感、奉仕の精神を身に付けるための臨床・臨地実習を行う。
5. 国家資格取得を支援するための教育を行う。

教育課程は、短期大学設置基準第5条「教育課程の編成方針」、第6条「教育課程の編成方法」、第7条「単位」並びに、歯科衛生士学校養成所指定規則の内容を踏まえている。基礎分野（科学的思考の基盤及び人間と生活 11単位）、専門基礎分野（人体の構造と機能 5単位、歯・口腔の構造と機能 6単位、疾病の成り立ち及び回復過程の促進 7単位、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み 10単位）、専門分野（歯科衛生士概論 2単位、臨床歯科医学 9単位、歯科予防処置論 8単位、歯科保健指導論 8単位、歯科診療補助論 10単位、臨地実習（臨床実習を含む。） 30単位）、選択・必修分野（A群4単位以上、B群3単位以上 計7単位）、合計113単位の履修が定められており、修学期間は3年で短期大学士（歯科衛生学）を取得する。認定専攻科では、1年以上在学し、31単位以上を修得する。所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が修了を認定する。専攻研究を行って学修成果である研修修了レポートをまとめ、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に学位認定審査の申請を行い、合格すると学士（口腔保健学）を授与される。

教育課程とディプロマ・ポリシーの関連をカリキュラム・マップにて可視化し、学習内容の順次性と科目間の関連性をカリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリー、さらには本学ホームページ「歯科衛生学科」にて明確化している。各年度又は各学期において履修できる単位数の上限を定めることが課題であると認識しているが、3年間での歯科衛生士国家資格取得に向け、1年間で修得する単位数が多くなっているのが現状であり、現時点ではCAP制度の設定には至っていない。

成績評価に関しては、短期大学設置基準第11条の二第2項に則り、学則第21条において規定し、学生便覧及びシラバスにおいて成績評価の基準を示し、客観性及び厳格性を確保し、成績評価を判定している。この仕組みを判断材料として、授業責任者が総合的に成績

を評価し、単位認定を行っている。成績の評価は59点以下（不可）、60～69点（可）、70～79点（良）、80～89点（優）、90～100点（秀）の5段階で行っている。各科目では60点以上で単位を認定するが、全科目の総合平均点が65点未満の場合や、60点未満の科目が所定数を超えた場合、正当な理由がなく全授業時間数の1/3以上を欠席した場合などは、留級となる。「公欠扱い以外の理由で各科目の授業時間数の1/3以上を欠席した者及び実習は授業時間数の1/4以上を欠席した者。」は、学年末に実施する定期試験が受験停止となる。試験における不正行為と処分については、日本歯科大学新潟短期大学学生指導規程及び日本歯科大学新潟短期大学不正行為取扱規程に規定されており、また、学生便覧にも記載し、オリエンテーションなどで説明している。

病院実習は第2学年後学期と第3学年前学期の1年間実施しており、病院実習評価は病院実習指針に掲載され、各実習先診療科で評価を行っている。第2学年は前学期の講義及び学内実習による成績並びに後学期の病院実習等の成績により進級判定が行われる。第3学年前学期は病院実習等により成績が判定され、後学期は統合試験を実施し、形成的評価を行うとともに、個々の学生の弱点を解析し、個別指導に役立てている。試験問題は識別指数を算出し、問題の質、教授内容や方法などを検討して、必要な場合は教員に改善を求めている。統合試験は統合講義の内容の理解度を判定するものであり、その成績は第3学年後学期の成績となる。第3学年は、この前学期と後学期の成績により単位認定が行われる。単位が認定された場合は、ディプロマ・ポリシーに掲げた「国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技能を有する。」を満たしているかを卒業試験によって確認し、教授会の議を経て学長が卒業を認定している。

再試験の受験者数や評価の割合は、教科及び学年によってやや差が認められるため、試験内容・評価方法の適正化と卒業生の質の保証について、本学全体の課題として対応していく必要があると考えている。

シラバスには、日本歯科大学新潟短期大学の教育の理念、教育の目的、教育の目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、年間教務予定表、授業科目名、学期、授業時間、授業責任者、授業形態、単位数、授業概要、教科書、参考書、一般目標、学習成果、学習方略、成績評価の方法、メッセージ、連絡先、オフィスアワー、授業計画（授業回数・授業実施日・授業担当者・授業内容・行動目標・準備学習）が明記されている。シラバスの作成においては、歯科衛生学教育コア・カリキュラムや歯科衛生士国家試験出題基準に準拠しているかを確認し、その分野掲載を行い、歯科衛生学教育コア・カリキュラムが網羅されているかを教務・学生委員会においてチェックしている。

毎年度開始前に、全教員を対象とした授業担当者懇談会を開催している。教育に関わる注意事項を伝達するとともに、授業担当者と意見の交換を行い、教育方針を統一したうえで今後の改善点を見出している。

短期大学設置基準第7章「教員の資格」に則り、経歴や業績等を十分考慮し、教員配置を行っている。本学では地域社会の保健・医療・福祉に貢献できる能力を持つ事をディプロマ・ポリシーに掲げており、歯科にとどまらず介護・看護の領域でも活躍できる歯科衛生士育成のための教育を目指している。そのため、介護・看護教育については、外部講師による専門分野の授業に取り組んでいる。

また、歯科衛生学科・専攻科に関わる教員は、様々な研修会や他大学における教育にも

積極的に参加し研鑽を積み、学生とともにスキル向上に努め、学生からの卒業アンケート調査などの結果も参考にし、学生の習熟度に合わせたカリキュラムプランを各授業担当者が検討している。

社会的要請や関係法令の改正を踏まえ、定期的に教育課程の見直しを行っている。法令等の改正がある場合、教務・学生委員会、自己点検評価実施委員会、教授会において検討されている。その後、学長の決定をもって教育課程の変更が決定される。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学は、建学の精神、教育の理念、教育の目的を踏まえながら、その具現化に向けて教育の目標を定めて教育を行い、学生一人ひとりが得る、教育の基本方針に沿った学びの成果が学習成果であると考えている。建学の精神「自主独立」に基づくディプロマ・ポリシーのもとで各教科の目標を明記し、学習成果をシラバスに反映させるよう授業担当者に周知している。シラバス作成時には、教育の目的及び教育の目標を基盤とした的確な授業構成、各授業の一般目標、行動目標に基づいた学習成果が反映するよう依頼している。歯科衛生士の養成を目指す、専門領域のみならず幅広い教養を培うため、教養分野もカリキュラムへ反映させている。具体的には、第1学年における「コンピュータ演習」、「接遇・コミュニケーション技法」、「国語表現法」、「英語」、第2学年における「ケアコミュニケーション演習」「手話」「日本文化」など、ICT等を活用したプレゼンテーション能力の育成を図るとともに、人間関係における尊重すべき事項を学ぶ環境を整えている。教養科目と専門科目のいずれにしても、具体的な成績基準、評価方法を明確にしておき、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーでディプロマ・ポリシーにおける位置づけを示し、教養科目と専門科目との関連がより明確なものとなっている。ケアコミュニケーション演習においては、臨床実習先での学生の様子を授業責任者が聴取し、学生自身が成長を感じられるフィードバックを実施し、評価を行っている。授業終了後には、学生による授業評価アンケートを実施し、学生からの授業に関する意見を参考にし、改善事項としている。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学における職業教育は、教育課程のうち専門科目の多くが直結しており、職業に従事するために必要な知識・技術・態度を修得させるため、様々な内容を実施している。

第1学年前学期には、様々な場で活躍する本学卒業生からの講義や、早期現場体験として本学併設の新潟病院にて実際の現場を体験させ、より明確な歯科衛生士像、職業人としての意識を持てるよう取り組んでいる。また、第2学年では夏季休暇を利用した開業医における体験も取り入れ、段階的な職業教育を行っている。

〔区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）を明確に示している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミSSION・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-5 の現状＞

アドミSSION・ポリシーは、大学案内、入学者選抜要項、本学ホームページ「短大概要」へ掲載しており、高校訪問、進学相談会、オープンキャンパスなどにおいて説明し、周知を図っている。また、受験時には調査書の提出を必須とし、入学前の学習成果の把握を行っている。

【歯科衛生学科 アドミSSION・ポリシー】

日本歯科大学新潟短期大学では、以下のような学生を求めます。

1. 歯科衛生士になりたいと希望し、本学で学びたいという強い意欲をもつ人
2. 積極的に自ら学ぼうとする人
3. 思いやりと協調性をもって行動できる人
4. 自分の行動に責任が持てる人
5. 笑顔であいさつできる人

本学の入学者選抜方式は、総合型選抜、学校推薦型選抜（指定校制、公募制）、社会人選抜、一般選抜の4区分となっている。入学志願者への明示は、入学者選抜要項、本学ホームページ、各種媒体などを用いて行っている。また、高校訪問の際には、当該訪問高校

出身の学生状況が分かる資料を作成のうえ持参し、高校の進路指導担当者に入学者選抜状況を含め説明し、各種質問に応じている。

選考基準を明確に設定し、志願理由書、調査書、面接、小論文、集団討論、大学入学共通テスト成績などにより、総合的に評価している。入学者選抜の可否は、合格審査判定会議において総合的に公正かつ適正に審査している。また、卒業までに必要な学生納付金などの情報についても入学者選抜要項、本学ホームページ「入試情報」において明示している。また、学生納付金は所定の期日までに納入しなければならないと本学学則に規定されており、未納の者は学内試験を許可しない旨が学則及び学生便覧それぞれに明記されている。学生に対しては、入学時オリエンテーションの際に教務課長より学生便覧を示したうえで周知を図っている。

本学におけるアドミッション・オフィスは短大事務室が担っている。高大連携においては、オープンキャンパス、高校訪問、進学相談説明会、各種社会貢献及び地域連携活動など様々な場面で歯科衛生士という職業の社会的意義や将来像、日本歯科大学新潟短期大学のアドミッション・ポリシーの説明を行っている。

オープンキャンパスでは、在学生在が自身の体験をまじえて進路の選択、入学に至るまで、入学後の学生生活等について、来場した高校生や保護者に説明し、学生生活や勉強方法などについて懇談している。また、併設の新潟病院歯科衛生士による講義や、病院内見学、個別相談の時間も設定し、参加者の質問に対応している。なお、入学志願者の電話、メールなどによる問い合わせに対しては、入学者選抜実施委員会が中心となり適切に対応している。また、高校訪問の際は本学に求められる対応について意見を聴取するよう努力し、学内において点検を実施している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

学習成果については建学の精神に基づき定められており、ディプロマ・ポリシーとして明確に示している。教育課程とディプロマ・ポリシーの関連はカリキュラム・マップにおいても示されており、学習内容の順次性や科目間の関連性など全体を俯瞰する事が可能となっている。各授業責任者に対し、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーのどの部分に該当するかを授業内で学生へ説明するよう依頼し、授業計画では、歯科衛生学教育コア・カリキュラムの該当番号を入力し、毎回の授業行動目標を設定している。ディプロマ・ポリシーに記載するとおり、歯科衛生士国家試験に合格できる学力を修得することが実質的な卒業要件であるが、この点においては、毎年高い国家試験合格率を達成していること、また、退学率が1%以下（令和4年度実績）であることから、学習成果を一定期間内に獲得することが十分可能であると判断できる。

学習成果の測定方法については、シラバスに成績評価方法を具体的に記載し、その割

合についても明確化しており、筆記試験、実技試験、レポートなどにより、量的・質的に測定可能となっている。なお、学生の成長を促すために、定期試験結果のみならず、毎時間ごとの小テスト、レポート、グループディスカッションなども重要視し、学生の日々の努力を可視化できるよう、総合的な成績評価を行っている。学生へは、カリキュラム・ツリーを提示し、前学期、後学期、通年にわたり学習成果を獲得できるよう授業を計画している。なお、授業支援システムにより、配布資料の閲覧、レポートの提出、担当教員への質問等が可能な体制が確立されている。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

令和4年度に引き続き、令和5年度も国家試験合格率100%を維持する事が出来ず、1名の不合格者を出す結果となった。昨年度見直した学習成果獲得状況の評価基準を再検証し、進級基準、卒業要件の見直しを行った。また、国家試験合格率100%を取り戻すためにも、本学の試験問題の事後評価をこれまで以上に細分化し、信頼できる試験となっているかのブラッシュアップの実施を予定している。その内容に関しては、作問者へのフィードバックも含め、切れ目のない教育の実現に向けて取り組む予定である。

例年、国家試験終了後、受験者に自己採点を行わせると同時に、授業責任者自身による国家試験分析を実施し、本学学生の正答率の低い問題を分析したうえで、次年度の国家試験対策につなげている。模擬試験は第2学年から取り入れ、学生の苦手分野の抽出を行い、学生面談、保護者説明、早期補習を行っている。国家試験に向けての意識付けは、第1学年、第2学年においても総合試験を実施することにより、学習習慣の早期定着を図っている。なお、学術奨励賞選考や学習計画の指導においては、必要に応じてGPA制度を準用している。病院実習開始前に、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の分野についてOSCE（客観的臨床能力試験）を実施し、学生へのフィードバックを行っている。学生自身も自己評価を行い、病院実習に向けた意欲向上につながるよう指導を実施している。ポートフォリオは第2学年後学期から第3学年前学期にかけて行われている新潟病院実習において導入し、毎週の振り返りを記録させ集積し、現場の歯科衛生士によるフィードバックも行われている。また、客観的な評価の導入に向けてルーブリック評価を検討しており、各種レポート作成やグループ学習において導入を進める予定である。

学生調査については、卒業生を対象にアンケート調査を実施しており、その結果をよりよい学習環境づくりのために活用している。また、学長懇談会を開催し、本学に求める事項など学生からの意見を聴取し、その意見を可能な限り実現できるよう努力を重ねている。

学習成果は学内外に公表しており、単位の取得状況は、成績評価として保護者へ郵送しており、学生自身も学習の振り返りに活用できている。

専攻科生に関しては、1年間の学習成果を歯科衛生研究会にて発表し、その内容について日本口腔保健学雑誌へ投稿し、広く外部へ公表している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

令和4年度にステークホルダー調査を実施し、本学卒業生に不足する技術及び知識に関して回答を得ている。また、その結果について教務・学生委員会において評価を行い、教授会にて報告を行った。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

過密な教育課程となっており、各学年における科目の配置に苦難している。3年間での国家試験合格に向けた学力向上のためには、臨床実習と国家試験対策との結びつけが重要であり、技術と知識の乖離が生じない努力が求められる。併設されている新潟病院所属の歯科衛生士との連絡会議を今後も開催し、一体化した教育を提供したいと考えている。

社会が歯科衛生士に期待する内容と役割が時間とともに変化しており、この社会の要求の方向性を見据え、数歩先に教育内容を変化させていかなければならない。

小規模の短期大学であるがゆえに教職員は話し合いを重ねることができ、また、教員も新潟病院の臨床教育に参加しており、最新の医療情報を得ることができる環境にある。日本歯科大学新潟生命歯学部と同じキャンパスであることを強みとして、今後も教育課程の見直しを図りたいと考える。

社会の要求と入学してくる学生の能力や気質を総合して、ディプロマ・ポリシーに合致するような人材を育成していく。その過程において判断基準となるアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシーも定期的に見直す必要がある。

建学の精神である「自主独立」の実現に向け、アクティブ・ラーニングを用いた能動的な学習を増加させる必要があると考える。学習成果については、今後ルーブリック評価をより効果的に活用することで、これまでの評価内容の妥当性の検討を行う必要性がある。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況进行评估している。

- ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
- ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分 基準Ⅱ-B-1の現状＞

各授業責任者は、ディプロマ・ポリシーが達成できるよう編成されたカリキュラム・ポリシーに従い、科目教育を行っている。具体的な授業概要、一般目標、学習成果、成績評価の方法、行動目標はシラバスに掲載されており、授業初回において、学習成果として各科目がディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーのどの部分を担うのか、そしてどのように評価するのか、その具体的割合について説明を行っている。成績評価は定期試験のみでの評価ではなく、学生の学習修得状況を把握するための工夫として、小テストやレポートなどの課題、グループディスカッションの成果発表など、日頃の学習状況を十分に加味させ、個々の学生の習熟度に応じて指導及び評価を行っている。また、シラバスの作成については、教務・学生委員会でチェックを行い、不具合がある場合には担当者へ差し戻しを行っている。授業責任者は、シラバスに掲載された成績評価方法に基づき、学習成果の獲得状況を評価している。なお、学術奨励賞選考や学習計画の指導においては、必要に応じてGPA制度を適用している。

また、全科目を対象とした授業評価アンケートを行っており、その個別結果は教員へフィードバックされ、それを基に、各教員は授業改善に取り組んでいる。

学生に対しての履修、進級、卒業に至る説明は学生便覧を用い、各学年オリエンテーション時に説明を行っており、保護者説明会においても同様の説明を行っている。

事務職員については、年に数回開催されているFD・SD委員会主催のFD・SD研修会に参加しており、教育系のワークショップや歯科衛生士専任教員講習会、歯科衛生士教育学会、学生支援業務に関連した研修会やセミナーに参加した教員による報告会や、授業方法に関する研修などを通じて職務を遂行するための知識やスキルを共有しており、学習成果を認識したうえで学習成果獲得に貢献し、責任を果たしている。令和5年度は、対面型及びオンライン形式の研修会参加が行われた。

また、教務・学生委員会、進路指導委員会等にも事務職員が委員として参加しており、そこで報告される学生状況を把握して学生支援に活かし、また、教育課程の改善についても業務の一端を担い、教育の目的及び教育の目標の達成状況を把握し、就職活動の求人等の資料を学生に提供することにより助言を与え、自身の進路に対して不安に感じている学生に対しては最大限バックアップを行う等、学生支援における職責を果たしている。

事務室窓口は本学1階玄関の正面にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と日常的に挨拶を交わし、交流を深めている。そのため、日々の学生の様子を観察することができ、体調不良等の学生についても早期に把握することが可能であり、緊密な人間関係を構築できている。学生の成績記録については、学内内規に基づき、定められた期間適切に保管している。

情報機器に関しては、学生が自由にコンピュータを利用できるよう、新潟生命歯学部IT教室を本学学生にも開放し、授業や試験で使用している場合を除き、通年7:00～23:00、土・日・祝祭日いつでも利用可能な環境を提供している。なお、IT教室については、入学時に行っている新入生オリエンテーションの際にガイダンスを実施し、利用方法に関する説明を行っている。

本学では、インターネットを介した授業支援システムを運用している。授業支援システムには、授業担当者が授業で用いたスライドや配布プリント、小テストなどの資料データを掲載している。学生は、各自に付与されたID及びパスワードを入力することで各授業科目のページにアクセスすることが可能であるため、自宅からでも、試験問題や授業の資料を閲覧し、自己学習に必要な情報を得ることができる。授業支援システムには自宅からでもインターネット経由でアクセスできるため、利便性は高いと考える。また、電子メールを用いて直接教職員に質問や相談ができる体制を構築しており、学生とのコミュニケーションツールとして非常に有用であると認識している。

ITセンターには106台のデスクトップパソコンが設置されており、第1学年学生は「情報リテラシー」を受講し、Wordによる文書やチラシの作成、歯科保健指導などに活用できる技術の習得に励んでいる。また、第2学年学生は「プレゼンテーション技能（選択必修分野）」を受講し、Excel及びPowerPointによる歯科医院等で応用可能となる実践的な作成技術を学んでいる。

図書館は新潟生命歯学部との共用施設であり、専任事務職員を配置して、学生の学習意欲向上のための支援を行っている。IT教室と同様に図書館の利用についても、入学時新入生オリエンテーションの際に、ガイダンスを実施している。図書館の閲覧室には購入希望図書の申請用紙が常設され、学生や教職員が希望する図書や参考書等を自由に申し出る

ことができるシステムを採用している。さらに、図書館のホームページより蔵書や文献の検索、あるいは相互貸借による文献を申し込むことができ、教職員、学生ともに無料で文献を取り寄せることができる。また、新潟生命歯学部設置されている図書委員会には、本学からも委員が参加しており、学生や教職員の要望等について委員会にて提案し、新潟キャンパス全体で学生の学習を支援する体制をとっている。第3学年の選択科目である歯科衛生研究概論受講者や専攻科生は、図書館に導入されている医中誌Web、JDreamⅢ、CiNii、最新看護索引Web、Web of Scienceなどのデータベースによる文献検索方法について、年に数回実施されている講習会を受講することが可能であり、授業内容に応じて教職員も受講している。また、新潟県大学図書館協議会に加盟し、図書館相互利用の拡充を図っている。新潟県内の大学図書館では、各大学の学生証や身分証明証を提示することで、他大学の学生や教職員と同じ条件で利用でき、学習や研究面での利便性が向上している。

本学にはノートPCが複数台常備されており、授業担当者が授業や実習で活用できる体制を整えている。また、基礎実習室に設置されているユニット全てにモニターが接続されており、学生が場所を移動することなく、PCからの映像やスライドなどを各実習台で視聴することが可能となる環境を提供している。

新型コロナウイルス禍では、感染対策の観点から、新しい授業形態の構築のため教職員を対象とした説明会等を開催したうえで全学年を対象にオンライン授業を実施し、コンピュータ利用技術の向上が図られた。さらには2教室間での分散授業システムも導入され、当該システム利用についての説明会も実施された。

【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続者に対しては、入学後に必要となる書類や準備学習のための課題を郵送している。大学の施設等に関して問い合わせがあった際は、必要に応じて大学案内等を郵送し

ている。

入学後すぐに学習活動できるよう、入学式を含め3日間を「新入生オリエンテーション」とし、授業支援システムや実習室などの施設の説明を行っている。また、日本歯科大学オリジナルの学生生活スタートブックを発行しており、学生の新生活支援をフォローしている。当該スタートブックは、本法人内の全ての大学及び短期大学にて配布している。

科目及び単位についての資料は、シラバスを配布し、各学期の初めにオリエンテーションを行い学生に周知している。また、学習の進め方については、各授業開始前にシラバスを用いて、科目担当者から当該科目の授業概要、参考書、成績評価の方法、連絡先・オフィスアワー等について説明し、学生の学習の動機付けに焦点を合わせた勉強方法の周知を行っている。なお、シラバスや学生便覧は、本学ホームページ「情報公開」でも公開している。学生の安全な日常生活を確保するため、防災マニュアル及び危機管理マニュアルを配布し、身近に存在している様々な危険を未然に防止、若しくは発生した際に被害を最小限に抑えるための対策を講じている。

選択科目については、担当教員が授業概要について説明を行う時間を設けている。

学生個々の基礎学力に応じた指導を早期に行うため、入学者選抜要項にも記載してあるように、入学前教育プログラム（リメディアル）を実施し、学生の入学時の基礎学力をリサーチし、教務・学生委員会で対応が必要な学生を抽出して学習支援を図っている。

全学年にESS（医療系大学教育支援システム）を取り入れ、学生の学習進捗状況を全教員が共有し、早期支援対象者を把握できる環境となっている。学力不足が認められた学生に対しては、教務・学生委員会及びクラス主任・副主任が連携し、授業責任者に課題等の提出を依頼したうえで学習機会を設けている。成績不振の学生に対しては、補習などを行う時間を設け、学力向上を図っている。また、早期より教員による個別指導を行い学力の向上を図っている。国家試験対策委員会においては、学生の学習進捗状況や個別指導担当者の選定などに関し、定期的な見直しを図るよう努めている。学生の学習上の問題については、授業責任者やクラス主任・副主任などが相談に応じている。一方、自己学習の進度の早い学生には、参考問題や参考図書を紹介し、より深い知識を得られるよう学習支援を行っている。

学生生活での悩み・相談については、学内に学生相談員2名を配置し、匿名での相談も受けることが可能な体制をとっている。また、新潟生命歯学部と同一キャンパスであることから、専門の臨床心理士に依頼し、学生相談室にて気軽に面談できる体制を整えている。相談方法は対面だけでなく、電話やオンラインなど学生の希望に合わせて対応できるようにしている。

日本歯科大学新潟短期大学は独自の姉妹校を持たないが、日本歯科大学には多数の国際姉妹校・協定校がある。本学学生からの留学希望があれば、留学先の検討は可能であるが、現在までに留学希望者は出ていない。また、海外からの留学希望者もいない。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。

- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活を支援するため、教務・学生委員会、進路指導委員会、学生相談員の配置など、あらゆる組織体制を構築している。学年ごとに、クラス主任及び副主任を配置し、入学から卒業までの3年間を通してきめ細やかな指導を行っている。クラス主任は、第1学年時から3年間変わることなくクラスを担当し、学生個人記録書を活用しながら、個々の学生の学習成果獲得状況及び学生生活に対して一貫した支援を行っている。クラス副主任は、各学年特有の問題に対して専門的な支援が行えるよう学年毎に担当者を固定している。この背景には、近年の学生が人間関係や病院実習など様々な要因から精神面に問題を抱えることが増えてきたことが挙げられる。

クラブ活動については新潟生命歯学部学生と合同で行っており、文化部・運動部・芸術部など30のクラブがある。令和5年度は、新入生を対象に対面型クラブ活動紹介が行われた。毎年開催の全日本歯科学学生総合体育大会は、各種競技に本学学生も参加している。令和5年度は陸上大会で、本学第3学年学生が女子の部100m走、200m走で第1位になる等、優秀な成績を残している。各種クラブ活動はコロナ渦前と同様に活動を行っている。

新潟生命歯学部と共同で開催される学園祭「浜浦祭」は、毎年6月中旬の土・日曜日の2日間で開催されている。例年、新潟生命歯学部学生と共に無料歯科相談を主催して活動を行っており、令和5年度は模擬店に第1学年学生5名が地元の野菜販売などのボランティアに参加している。無料歯科相談コーナーや模擬店には近隣地域に居住する子どもから高齢者まで多くの地域住民が集まり、地域貢献を学ぶ場としても有用なイベントとして位置付けられている。学園祭は学生主体で運営されているが、出店準備費として本学より補助金を支出し支援を行っている。また、学内に店出しているキッチンカーや模擬店で使用できる無料チケットを学生に配布する等の支援も行っている。

学習用品や食料品の購入及び食事などは、新潟キャンパス全体として歯科用品売店やコンビニエンスストア、学生食堂で行うことが可能である。歯科用品売店は新潟生命歯学部8号館、コンビニエンスストアは新潟病院に設置されている。学生食堂は8号館にあり、食事以外にも弁当販売も行っている。

学生の休息や相談・指導には、教職員の管理下で1階ロビーや空き教室などの使用を許可している。学生の急病対策としては、新潟生命歯学部と共同の保健センターで対応している。さらに受診の必要があれば、併設されている新潟病院医科部門へ連絡し、適宜対応できる体制を構築している。可及的速やかに受診ができるよう、全学生に対し事前に診察カードを配布している。

学生の自己学習の支援では、多目的室（コピー機やインターネット接続のための学内LAN設備、電源などが設置）や図書館の学習室などを開放している。さらに各学年、短大内施設で自己学習できるよう土日一部一部の教室を開放している。

学生生活全般については、薬物中毒の防止、悪徳商法への対応、年金の知識などの講習会受講を新潟生命歯学部学生と共同で新潟キャンパスの行事として行っている。令和5年度は、掲示物による周知、学生課長によるホームルームでの注意喚起、オンデマンド配信等を行った。

宿舎が必要な学生への支援については、現在委託寮2棟を短大寮として周知している。また、寮に管理人は常駐していないが、本学教員が舎監として管理している。

通学については、本学はバスで新潟駅から約25分、バス停下車後徒歩約1分と至便の地にあり、また、JRについても最寄りの駅から徒歩約10分という環境にあることから、通学バスは運行していない。また、スペースと安全面の関係から自動車による通学を禁止しているため、学生用駐車場は設置していない。近隣の委託寮やアパートに住む学生は、徒歩や自転車で通学する者も多く、駐輪場を本学校舎周辺に設置している。

令和5年度に日本学生支援機構奨学金の経済的支援を受けていた学生数は、歯科衛生学科在籍学生数167名中74名で、これは在籍学生の約44%にあたる。この他新潟県や新潟市等の各種自治体奨学金についても広く周知を行っている。また、本学はクレジットカード会社と提携して独自の学費ローンを設定している。

オープンキャンパスでは、参加者に対して日本学生支援機構奨学金についても説明しており、高校においての予約採用を勧めている。日本歯科大学新潟短期大学独自の奨学金制度はないが、新潟県や新潟市等の各種自治体奨学金について、希望があれば申請手続きを支援している。また、求人先や民間企業等からの奨学金についても周知を行っている。

本学では、経済的に困窮している学生に対して、学費納入期限の延期や分納など、個々の学生の事情にあわせて適宜対応を行っている。また、各学年の学術優秀者3名には、学術奨励賞（10万円1名、5万円2名）を支給している。

学生の健康管理については、毎年6月に同一キャンパス内に併設されている新潟病院において定期健康診断を行っており、再検査等が必要な場合も新潟病院での受診が可能となっている。

また、第2学年10月からは病院実習があることから、B型肝炎検査や結核検査等を行い、ワクチンの予防接種を行っている。また、希望者に対しては季節性インフルエンザの予防接種も実施している。希望があれば、学生本人だけでなく、学生家族も接種できるよう対

応した。

体調面のケアに関してはクラス担任が対応し、必要があれば新潟病院でも診察が可能であり、持病のある学生については継続的な診察と経過観察を行っている。

さらに感染症関連の対応については、学生課長を中心として学期初めにオリエンテーション等で周知を行うとともに、発症した場合は個別対応を行っている。

また、本学では、安全な学生生活を送れるよう安全面には万全を期しているが、大学生生活は行動範囲も広くなり身の周りの危険性も増大してくることから、万が一の事故に対する備えとして、より充実した本学独自の学生総合保険制度を設けている。この保険制度は全学生加入が必須であり、正課の授業を含む24時間、不慮の事故による負傷や賠償責任、臨床実習中の針刺し事故等による感染症予防費用、医療関連実習中の事故等による賠償責任が補償される。

その他、任意加入の保険制度として、病気を含む入通院の治療費用実費、扶養者の不慮の事故による万が一の場合の学資費用、救済者費用等の補償も設けられている。本制度は、一般より安価な保険料で補償を受けることができ、学内の事故に限らず、学外での事故も補償されるものである。

新潟キャンパス敷地内は全面禁煙としているが、その目的は以下のとおりである。

1. 学生の学習環境や教職員の労働環境を整えること

(特に受動喫煙を防止した学習環境を整える)

2. 医療従事者としての意識向上

(喫煙と口腔疾患の関連は明確であり、口腔疾患の予防と治療効果向上のため、患者に禁煙指導を行う立場にある喫煙者が禁煙指導をすることは困難)

上記目的達成のため、定期的な禁煙教育の実施と喫煙者に対しての禁煙支援事業として、医師・歯科医師によるコンサルテーション、ニコチンパッチなどの無償提供などを行っている。

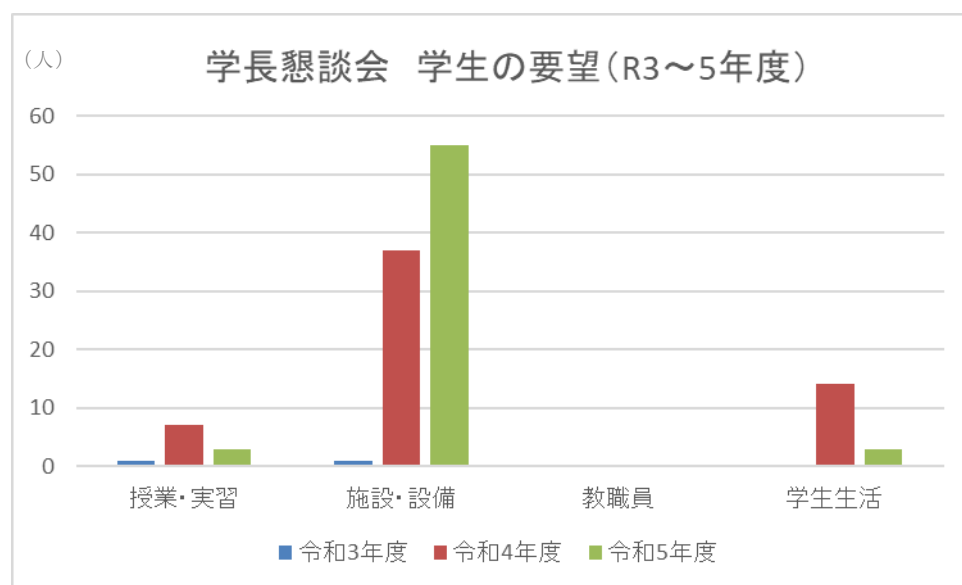
学生の悩みや相談に対してはクラス主任・副主任が中心となって対応しているが、必要に応じて教務・学生委員会のメンバーも支援を行っている。加えて学内に学生相談員として教職員2名を配置し、随時相談に応じている。また、嘱託のカウンセラー（臨床心理士）が、随時面談（電話、対面）を行っている。各種ハラスメントについての相談体制も整えている。これらの学生支援情報については、学生便覧や掲示にて広く周知を行っている。

一般的生活指導については、学生課長を中心に主にクラス主任と副主任が指導・相談を行っている。年に数回、学生との個人面談を行い、学生の悩みなどを直接聞き取り、一人で抱え込まないように細かい指導を行っている。

近年では友だちづくりに悩む学生が散見されたため、学生同士が触れ合い、語り合う機会でもあるグループ単位でのオンライン自己紹介、ホームルームの早期開催など、コミュニケーションがとれるよう配慮している。また、学年間でのコミュニケーションを図るため、大学行事として学生交流会を企画している。令和5年度は第1学年学生58名、第2学年学生53名、第3学年学生47名、専攻科生7名の計165名が参加し、ドッジボールやビンゴ大会を楽しんだ（5/24）。学生交流会開催後は学生による事後アンケートを実施し、結果の

フィードバックを行った。

学生の施設・教育に対する要望については、学長懇談会を毎年実施し、対応している。短大側からは学長・学生課長・クラス主任・クラス副主任が出席し、学生は自己紹介を行ったうえで大学への要望を伝え、学長がその要望に応えるフリートーキング形式で意見交換を行っている。令和5年度は第1学年学生に対し、3日間（約20名×3回）対面形式で実施し、学生は入学してからの感想を述べながら、学長や教員との意見交換を行った。学長懇談会終了後、学生の意見や要望は、「授業・実習に関するもの」、「施設・設備に関するもの」、「教職員に関するもの」、「学生生活に関するもの」の4つにカテゴリー分けを行い、分析を行っている。



学長は、学生の要望を各担当部署で検討するよう指示している。令和5年度は、令和4年度の意見・要望をもとに、すぐに改善できる項目については年度内に改善を行った。

「授業・実習に関するもの」については殆ど意見が挙がらなかったが、「施設・設備に関するもの」については、学内の鏡の設置や清掃道具の充実などすぐに反映できるものは改善を図った。ロッカーの拡充など、設置スペースの関係で改善できない内容については、ホームルームを通じて学生に理由を説明した。

「教職員に関するもの」について0件であったのは、單元ごとの授業評価の結果を常に該当する教職員にフィードバックを行い、改善していることによるものと思われる。

「学生生活に関するもの」では、友人関係で不安のある学生がみられたが、令和5年度はすべてにおいて対面での授業に移行したため、満足という意見が多い結果につながったと考える。

毎年度末には、卒業生アンケート（第3学年学生対象）及び大学評価アンケート（第1学年学生及び第2学年学生対象）を実施しており、学生生活に関する意見の聴取を行っている。調査結果については教務・学生委員会で共有を図り、改善策を検討している。

留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制については、現時点で留学生の在籍はない。

社会人学生に対しては、中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とした雇用保険の給付制度がある。これは、厚生労働大臣指定講座を対象とした専門実践教育訓練給付制度であり、入学者選抜要項や本学ホームページ「社会人経験者の方へ」で広く周知を図っている。

障害者への支援では、新潟キャンパス内でのバリアフリー化を進めており、多目的トイレ、スロープ、ボタン自動開閉式スライド扉、手すり装置等の設置を順次行っている。発達障害などを持つ学生に対しての支援は、関係する教職員が学外での研修会やオンラインによる他大学教員との情報交換会の参加により個々のスキルアップを図り、対応している。

本学の教育の理念には、「高度な歯科衛生士の育成を図ることを目的とする」と掲げられており、すなわち社会における生涯学習センターとして機能することでもあると認識している。社会人の再就職支援という観点から、多数の社会人が入学することを期待している。学生の社会的活動では、例年は地域活動やボランティア活動に積極的に参加するよう促し、開催地への派遣の際には担当教職員が引率し、学生が参加しやすいよう環境整備を図っている。これらの地域活動やボランティアに参加した学生については、本学独自に実施している卒業時の学長表彰への推薦に活用しており、評価を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援については、進路指導委員会を中心に就職オリエンテーションを実施し、求人票の読み方や面接時の心構え、就職活動の手順、労働関係法令の概要などを説明している。本学学生は歯科衛生士になることを目的として入学しているため、第1学年次の早期段階で様々な現場で活躍する卒業生による特別授業や、新潟病院早期体験実習を導入し、キャリア教育を行っている。このように、新潟キャンパス内で身近に高度な歯科医療を感じながら学ぶことが就職・進学支援に繋がっている。

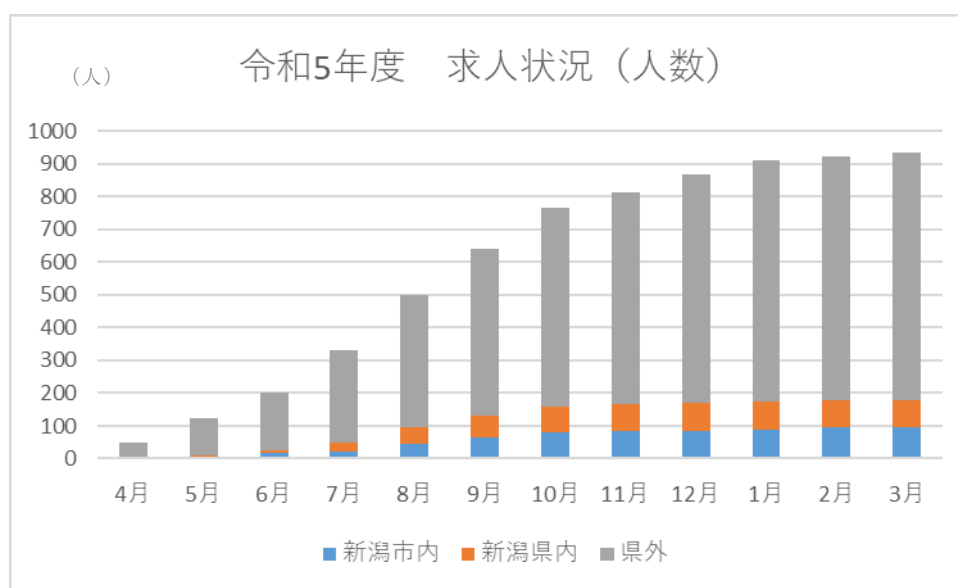
また、本学では、新潟県歯科医師会の事業に参加協力し、第2学年の夏期休業期間を利用した「歯科衛生士臨床見学（歯科医院見学）」を推奨し、希望者を募っている。学生は、見学の受け入れが可能である歯科医院より希望の医院を選択し、学生自らが直接連絡をとったうえで見学に行く制度である。電話対応の指導などは進路指導委員会で行い、第3学年時の就職活動に役立たせている。

就職のための資格取得では、選択授業の「医療保険事務」や「ケアコミュニケーション演習」が挙げられる。いずれも検定試験があるが、合格すれば各種資格を取得することができる。

卒業後の進路に関する相談・アドバイスについては、進路指導委員長やクラス主任・副主任が指導・助言を行っている。事務職員も事務室の窓口業務を通じて学生と対話しており、全学的に学業・学生生活・卒業後の進路指導に当たっている。

卒業後の進路には進学と就職があり、進学では本学専攻科あるいは4年制大学への編入、就職では病院・歯科診療所・企業・保健所・行政機関などがある。進学希望者には、進学希望先の現役学生（本学卒業生等）と連絡をとり、進学についての説明や質問を受ける機会を設けている。

就職については、学内の専用掲示板や専用コーナーを事務室前に設置している。求人情報は全件をファイリングし、希望者は随時求人票を閲覧することができるよう対応しており、進路指導委員長や事務職員は、進路支援や相談を行っている。求人状況や内定状況は月例でハローワーク新潟に報告しており、その際本学に求人票が提出されていない求人状況等の情報を得ている。また、当該情報は進路指導委員会報告として定例教授会にて報告され、すべての教職員への情報の共有を図っている。令和5年度の求人総数は935人であり卒業生の約20倍の求人数となっており、全国的に歯科衛生士が求められていると考えられる。



卒業時の就職状況は進路指導委員会でデータ化しており、就職活動開始前に学生に提示するほか、保護者説明会やオープンキャンパスでも、当該データを学生の学習・就職支援に役立てている。

毎年3月に新潟県歯科医師会が主催する「医育機関との懇談会」に参加し、新潟県内の歯科衛生士養成機関の進路指導担当者と求人状況などについて意見交換を行っている。本学からは進路指導委員長が参加し、初任給や求人状況などのデータ集計表をもとに、雇用関係や歯科衛生士の学生募集対策、歯科医師会と連携した社会貢献活動などについて協議し、学生への就職支援に役立てている。さらに就職先でのニーズを調査・分析するため、ステークホルダー調査を実施している。

本学では、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）は行っていない。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

学力不足の学生については、学習面だけでなく、生活面での指導が必要である者も含まれていた。特に一人暮らしの学生については、大学側の支援だけでなく、近年の学生気質から家族からの支援も必要であると考え。そのため、学生支援は単なる学習指導や生活指導だけでなく、必要に応じて学生の家族とも連携を取り、双方で支援するシステムの構築が必要であると考えている。

経済的な支援を要する学生に対しては、本学の許可を得たうえで、学業に支障が出ないことを条件にアルバイトを認めている（本学ではアルバイトの奨励はしていない）。本学で斡旋しているアルバイトとしては、新潟キャンパス内の図書館の受付や新潟病院の歯科助手業務がある。

【基準Ⅲ 教育資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

本学では、教育の理念、教育の目的及び教育の目標を達成できるよう教員組織を編成しており、令和5年度においても、短期大学設置基準に定める教員数を充足するとともに、歯科衛生士学校養成所指定規則に基づく教員数を充たしている。

専任教員の職位は、日本歯科大学新潟短期大学教員選考資格基準に基づき明確に定められており、短期大学設置基準の規定を満たしている。

令和5年度末日時点の教員配置については、教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員12名を配置（除：学長）しており、内訳は、教授5名（歯科医師3名、歯科衛生士1名、その他1名）、准教授3名（歯科衛生士2名、その他1名）、講師3名（歯科医師1名、歯科衛生士2名）、助教1名（歯科衛生士1名）、非常勤教員25名（日本歯科大学新潟生命歯学部兼任講師19名、外部非常勤講師6名）となっている。また、必要に応じて補助教員等を配置するように配慮している。非常勤教員の採用についても、短期大学設置基準を準用して実施している。

以上のとおり、教員の人事に関する取扱いに関しては、各種関連法令、就業規則、及び学内関連規程に基づき適正に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、研修会参加等）は、教員個人の研究活動だけではなく、学内外の研究者との共同研究も積極的に行われており、その成果については毎年度、全専任教員より活動状況報告書として提出されている。また、当該報告書については、本学ホームページ「情報公開」にて最新版を公開している。

科学研究費助成事業については、全専任教員が応募申請することを原則としており、令和5年度は3件が（新規1件、継続2件）採択されている。また、歯科衛生士教員は、日本歯科大学新潟生命歯学部や他研究機関に所属する研究者との共同研究を多数進行させており、その他外部研究費による研究も継続して行っている。

教員の研究活動に関しては、学校法人日本歯科大学における学術研究に係る不正行為の防止等に関する規程、日本歯科大学新潟短期大学研究推進委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学研究倫理規程、日本歯科大学新潟短期大学利益相反管理規程、日本歯科大学新潟短期大学における公的研究費の取扱いに関する規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費不正行為調査委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学不正防止計画推進委員会規程、日本歯科大学新潟短期大学公的研究費補助金内部監査要項、日本歯科大学新潟短期大学における競争的資金に係る間接経費の取扱要項などで、研究者が研究を行ううえで遵守すべき行動や態度を明確に示している。最高管理責任者である学長及び統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者である学科長が中心となり、学内外で開催の各種研修会への参加要請や研究倫理に関する情報を会議やメール等で定期的に発信している。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に準拠し、本学では研究倫理を遵守するための取組みを定期的に点検・改善しており、学術研究が適切な方法で進められ、その信頼性と公平性が確保されているかを確認できる体制を整えている。

教員が研究成果を発表する場としては、毎年2月に学内で開催している歯科衛生研究会があり、学校法人日本歯科大学内では日本口腔保健学雑誌やOdontologyを刊行している。学外では日本歯科衛生学会や日本歯科医学教育学会などがあり、それぞれの専門学会において論文投稿や発表等がなされている。歯科衛生研究会は本学独自で開始した研究会であり、本学卒業生や専攻科生を中心に歯科衛生士の研究発表の場を確保する目的で開催している。近年は学生のキャリア教育などを兼ねた歯科衛生士業務に関する課題を設定し、シンポジウム形式で行っている。令和5年度は137名が参加し、活発な質疑応答が行われた。

研究活動は、日本歯科大学新潟短期大学内の共同研究室や実習室以外においても、日本歯科大学新潟生命歯学部施設である先端研究センターや各講座研究施設を使用することが可能である。教授室を含む各研究室にはOA機器が設置され、学内LAN環境が構築されている。なお、研究環境については、可能な限り研究者の意向を反映させ、整備を行っている。

研究については、専任教員が研究活動に専念することができる体制を整えており、研究エフォート確保のため、業務分担の促進や業務集中の防止等の必要な措置を講じている。各種研修については、教授会やFD・SD委員会が主体となり、ワークショップの計画や講演会の情報発信などを積極的に行っている。専任教職員を対象としたFD・SD研修活動は、日本歯科大学新潟短期大学FD・SD委員会規程に基づき、全員参加を原則として年度内に数回行っている。研修会のテーマについては、教育や学生サービスの発展と向上に向け、その都度必要と考えられる内容を選定している。令和5年度は、入学前プログラム結果及び基礎力リサーチ結果のフィードバックがメインに行われた。また、歯科衛生士教員に対しては、全国歯科衛生士教育協議会主催の歯科衛生士専任教員講習会受講を推奨しており、受講の支援を行っている。さらに、日本歯科衛生士会の認定歯科衛生士資格取得のための講習会受講に対しても、支援を行っている。

専任教員の海外留学、海外派遣、国際会議出席等は、学校法人日本歯科大学海外出張規程に基づき運用されているが、コロナ禍以降は活動実績がない状況である。

学習成果や学生状況は、毎月定例で開催される教務・学生委員会、進路指導委員会、病院実習教育検討委員会、国家試験対策委員会等で協議検討され、その結果は関係教職員及び関連部署にも共有されており、各種委員会より定例教授会に報告のうえ、全教職員に対して周知徹底されている。また、法人及び日本歯科大学新潟生命歯学部との連携についても、新潟キャンパスの部局長級で構成された浜浦会議及び毎月定例で開催される学部内連絡会議にて情報共有が図られ、各部署責任者との連携体制は盤石である。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織の責任体制は、学校法人日本歯科大学の組織・職務権限に関する諸規程において明確に定められており、各職員は事務を掌る専門的な職能を有している。本学の事務

組織（令和5年度末日時点）は、専任事務職員4名並びに法人及び日本歯科大学新潟生命歯学部事務部所属の兼任職員で構成されており、専任事務職員については、事務長を責任者として日常業務を遂行している。

専任事務職員4名については、それぞれのスキルや経験が業務に生かされるよう業務分担を行っている。事務室は短期大学校舎1階の玄関正面前にあり、事務職員は校舎に出入りする学生と日常的に挨拶を交わし交流を深めているため、学生の変化についても早期に把握することが可能である。また、本学で導入しているメール連絡システムにより、学生と円滑に連絡を取ることが可能となっている。

事務関係諸規程については、日本歯科大学新潟短期大学組織規程及び日本歯科大学新潟短期大学事務分掌規程の両規程により事務の職務内容が定められている。

事務部署については、短期大学設置基準において定められている事務室を備えている。施設及び設備の老朽化に関しては、修繕や買い替えを随時行っている。全事務職員は、各自情報機器を用いて日々の業務を行っている。成績管理システム導入パソコンはインターネット回線と接続されておらず、成績処理専用として独立している。その他備品及び消耗品類については適宜補充を行い、適切に管理されている。

専任教職員を対象としたFD・SD研修活動は、日本歯科大学新潟短期大学FD・SD規程に基づき、全員参加を原則として年に数回行っている。FDだけではなく、SDの重要性に関しても全教職員でその共通認識を図り、教職員が一体となって研修活動に取り組んでいる。各種研修会等で習得した知識や経験については学内へフィードバックされており、事務職員の能力開発に活用されている。令和5年度は、入学前プログラム結果及び基礎力リサーチ結果のフィードバックがメインに行われ、オンライン外部研修会へも多数参加した。

事務職員間での日常的な業務相互チェックや日々の打合せにより、業務の見直しや事務処理の改善について達成されている。職員数が4名と少人数であることから情報の共有や連携に問題はなく、良好な関係を築けている。また、毎年度末に業務の点検・評価を行っており、適性や業務量などを考慮し、業務の再分配を実施している。

学習成果や学生状況は、定例で開催される教務・学生委員会、進路指導委員会、国家試験対策委員会等で協議検討され、その結果は関係教職員及び関連部署にも共有されており、各種委員会より定例教授会に報告のうえ、全教職員に対して周知徹底されている。また、法人及び日本歯科大学新潟生命歯学部との連携についても、新潟キャンパスの部局長級で構成された浜浦会議、毎月定例で開催される学部内連絡会議及び新潟事務連絡会議にて情報共有が図られ、各部署責任者との連携体制は盤石である。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分 基準Ⅲ-A-4 の現状＞

教職員の人事・労務に関しては、日本歯科大学新潟短期大学ハラスメントの防止等に関する規程、学校法人日本歯科大学就業規則、学校法人日本歯科大学育児休業規程、学校法人日本歯科大学介護休業規程、学校法人日本歯科大学新潟キャンパス安全衛生管理規程、学校法人日本歯科大学新潟キャンパスストレスチェック制度実施規程等の就業に関する諸規程を整備し、必要事項を定めている。

就業に関する諸規程が集約された規程集は事務室に常設され、必要がある際は教職員がいつでも閲覧できる状態となっている。就業に関する諸規程に改正等があった場合は、教職員に対してその趣旨や概要等の周知徹底を図っている。また、入職時オリエンテーションの際に、勤務全般に関する説明を行っている。

出退勤時は、教職員各自が非接触型タイムレコーダーに通門証を打刻し、その勤怠データを庶務部で一元的に管理しており、勤務状況を常に把握することができる体制を整えている。教職員の就業については、就業に関する諸規程及び各種労働関係法令に基づき、適正に人事管理を行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

本学は、ディプロマ・ポリシーに「国家試験に合格する知識と安全に配慮した的確な技術を有する。」と掲げており、歯科衛生士の3大業務である、歯科予防処置、歯科診療補助、歯科保健指導の各実習内容を充実させるため、特に歯科衛生士教員は多くの授業を担当している現状である。超高齢社会の到来にともない、周術期口腔ケアや訪問歯科診療などが歯科衛生士業務として認識されてきている現状では、学生に対しての教育内容も必然的に年々増加しており、同一敷地内に設置されている日本歯科大学新潟病院において、歯科衛生士教員が予防処置業務及び診療補助を行いながら臨床指導も行っている。また、認定専攻科である専攻科歯科衛生学専攻の専攻研究指導も加わるため、3年制の短期大学でありながら、4年制大学と同等量の指導状況である。教育、研究、臨床、広報、学生対応等に時間が費やされるため教員の業務量が増加しており、人的余裕が少なくなっていることが課題である。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による

指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

本学の校地面積及び校舎面積並びに短期大学設置基準で規定されている本学に必要な校地面積及び校舎面積は、それぞれ以下のとおりである。

本学校地面積	68,124.24㎡	本学校舎面積 (専用)	2,070.05㎡
本学校地基準面積	1,500.00㎡	本学校舎基準面積	1,950.00㎡

以上より、本学は校地面積及び校舎面積に関して、短期大学設置基準の規定を満たしている。また、新潟キャンパス内には新潟病院、ITセンター、図書館、講堂、アイヴィホール、学生食堂、体育館、武道場、グラウンド、テニスコート等、日本歯科大学新潟生命歯学部との共用施設が多数設置されており、充実した環境下で学生生活を送ることが可能となっている。

新潟キャンパスには、体育館、武道場、全天候人工芝グラウンド、テニスコート（ハードコート）等の各種屋内外運動場が設置されており、適切な面積の運動場を有しているといえる。

新潟キャンパスでは、施設及び建築物等のバリアフリー化を進めている。各所に多目的トイレ、スロープ、ボタン自動開閉式スライド扉、手すり装置等が設置されているが、今後も計画的に対策していく必要がある。また、耐震診断調査結果に基づく新潟短期大学校舎耐震補強工事も実施済みであり、耐震判定指標を上回っている現状である。

教育課程編成・実施の方針及び法令に基づき、講義、演習、実習を実施する各教室、基礎実習室、介護実習室を設置している。必要に応じて日本歯科大学新潟生命歯学部の各教育施設も利用することが可能であるため、十分な施設を有していると考えている。

本学では、通信による教育を行う学科・専攻課程は開設していない。

教育課程編成・実施の方針に基づき、全ての教室において、プロジェクター及び音響設備を完備しており、教員がパソコンを用いて授業を行う体制を構築されている。各教室及び各実習室内の機器備品類に関しては、学生の学習環境に直結することより、毎年度見直しを行い計画的な入れ替えを実施している。令和5年度は、校舎内監視カメラの設置や校

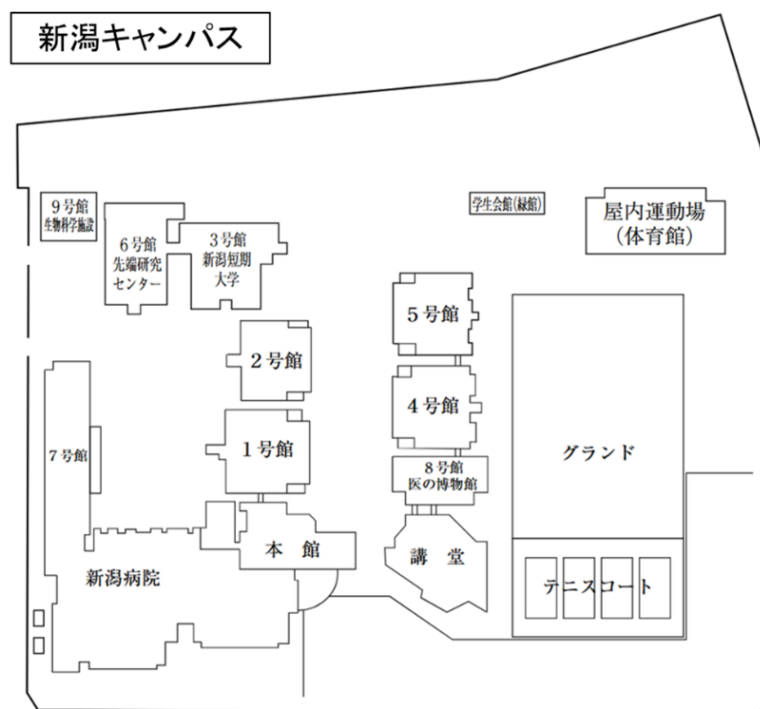
舎内外の修繕を行うなど、計画的に施設・備品管理を行っている。

図書館に関しては、1階が学習室、2階が閲覧室、3階が書庫と、フロアによって用途の区別化が図られている。また、歯科関係、医科関係、一般図書と、3列に図書が配置され、明るく利用しやすい環境となっている。総面積は998㎡、図書館短大コーナー及び共用スペース面積は648.00㎡となり、十分な面積を有している。

図書館の蔵書数は68,090冊、受け入れ学術雑誌数は183タイトル、視聴覚資料数は474種類、閲覧席数は190席であり、適切な環境が構築されている。歯科関係の蔵書も数多く備えられており、いずれも利用率が高く、有効活用されている。購入図書の選定については、定例で開催される図書委員会（本学教員も委員として委嘱）の議題として業者からの見計らい図書や学内利用者からの希望図書等について協議され、購入図書が決定される。図書の廃棄については、学内決裁を経て除籍を行っている。新潟キャンパスに立地している本学図書館は、日本歯科大学新潟生命歯学部との共用施設であり、前述のように学内利用者からの意見を汲み取ったうえで委員会にて選定されているため、参考図書や関連図書は随時購入のうえ整備されている。

新潟キャンパスには、日本歯科大学新潟生命歯学部との共用施設である体育館が設置されており、屋内運動場、ランニングコース、トレーニングルーム、ロッカールーム、シャワールーム等が完備されている。面積も1,733.00㎡であり、適切な面積を有している。

本学では、ネット環境の整備を適宜行っている。また、講堂及びアイヴィホールにはデジタルサイネージが設置されており、各種行事等の際に活用されている。また、各種説明会やオープンキャンパス開催時はCisco Webexシステムを利用し、オンライン形式により参加できるよう体制が整備されている。



[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産、消耗品及び貯蔵品等の取扱いについては、学校法人日本歯科大学経理規程、学校法人日本歯科大学経理事務実施要領、学校法人日本歯科大学物件の調達管理実施要領に明記しており、当該学内規程に基づき、施設設備、消耗品及び貯蔵品等の維持管理を適切に行っている。

教職員及び学生の安全な日常生活を確保するため、火災・地震対策については防災マニュアル及び日本歯科大学新潟キャンパス消防計画書を、防犯対策については危機管理マニュアル及び学校法人日本歯科大学危機管理規程を策定している。身近に存在している様々な危険を未然に防止、若しくは発生した際に被害を最小限に抑えるため、各種規程の整備を行っている。

新潟キャンパスにおける避難訓練に関しては、消防法に基づき毎年8月と2月の年2回実施しており、さらには学生を対象とした学生避難訓練も実施している。防災・防犯警備に関しては、防災監視及び施設管理業務を外部専門業者に委託しており、24時間体制で警備員が常駐のうえ学内巡回を実施している。また、令和5年度には新潟短期大学校舎内に防犯カメラが設置されたため、外部からの侵入者の映像は常に記録される体制が構築された。その他、新潟キャンパスには緊急地震速報受信装置や防犯カメラが各所に設置されており、安全性が確保されている。災害時の連絡系統に関しては、全教職員を対象とした緊急連絡網が整備されており、速やかに伝達事項が伝わる体制が構築されている。また、新潟キャンパスでは震災時等におけるライフライン停止時の状況を想定し、薬品、マスク、飲料水、食料品等の備蓄品を常備しており、万全を期している。

新潟キャンパス内のコンピュータシステムセキュリティ対策に関しては、ITセンターで一元的に管理しており、ファイアウォール等のセキュリティソフトの導入、SPAMメール対策サーバの導入、標的型攻撃メールに関する迅速な情報発信等の取り組みを行っている。サイバー攻撃やマルウェアの手法は日々進化しているため、常に最新の情報をキャッチしネットセキュリティのアップデートを行えるよう対応を行っている。

本学では、学校法人日本歯科大学エネルギー管理規程に基づき、エネルギーの使用の合理化及び省エネルギー対策の推進を図っている。毎年6月～9月の夏期期間及び11月～3月の冬期期間は、新潟キャンパス内の全ての部門を対象に、節電対策の徹底を呼び掛けている。設備面においても、空調設備の高効率化や照明器具のLED化等を順次進めている。また、時間設定を細分化してのエアコン運転や使用頻度に応じて部分的に蛍光灯を外すなど、

省エネの取り組みも全学的に行っている。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

本学校舎である3号館では施設や備品等の老朽化が散見されるため、今後も定期的に学内ラウンドを実施し、施設備品等の修繕や入れ替えを計画的に行っていく必要がある。施設や備品は学生の教育効果に直結することも考えられるため、優先順位を高め設定して対応していく予定である。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

第1学年時に履修する情報リテラシーの授業では、ITセンターに常設されているデスクトップパソコンを用いて指導を行っている。また、学生がパソコンを用いて受験する各種試験は、同じくITセンター内で実施しており、常に最新の設備を用いて学ぶことが可能な環境を構築している。病院や歯科医院で働くうえでパソコンスキルは必須であり、医療以外の専門性のあるスキルや知識を修得するための支援も行っている。

教職員に対しても、情報技術に関する研修会やセミナー等の情報を積極的に発信している。また、セキュリティ対策の一環として標的型攻撃メール対応訓練も実施しており、全学的にIT化に向けた取り組みを行っている。

新潟キャンパスには、ITに関する知識とスキルを兼ね備えた専任教職員が複数名配置されており、コスト面、ハード面、ソフト面それぞれの観点より計画的に運営を行っている。常に最新の情報を分析し、適切な状態を維持するよう全学的に努めている。

本学では、全教職員がパソコンを保有しており、その他にも、学生連絡用、成績管理用、

授業支援用など、余裕を持った台数を確保している。各教室には、示説や実習デモ等の視覚素材を発信するための設備やLAN環境が整備されている。

本学で導入している授業支援システムは、自宅や学外からでもアクセスが可能であり、学年毎の時間割や資料等の閲覧が可能となっている。また、Cisco Webexシステムを用いたオンライン授業の運用や2教室間での分散授業システムの導入等、積極的にIT化を進めている。

コンピュータ教室としてIT教室（パソコン106台完備）、マルチメディア教室として短大基礎実習室（モニター付歯科用ユニット30台完備）を設置しており、本学学生は常に最先端設備でのメディア授業受講が可能となっている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

一部で老朽化が進んでいる技術的資源が散見されるため、計画的にリプレースを実施していく必要がある。また、継続してIT化の促進を進めていきたい。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

本法人の理事長は、本法人設立者の相続人の一人であり、建学の精神、教育の理念、教育の目的、教育の目標を最もよく理解していることから長年に渡り本法人の発展に寄与している。寄附行為に規定されているとおり、本法人を代表し、その業務を総理している。また、毎会計年度終了後2月以内に監事及び公認会計士の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告のうえ意見を求めている。さらに、学校法人日本歯科大学中期事業計画により中期の展望も明確にしておき、俯瞰的視点で法人全体を見ている。以上より、本法人の理事長は、本学を含む学校法人の運営全般について、適切にリーダーシップを発揮している。

本法人に、理事をもって組織する理事会を置き、学校法人の意思決定機関としての役割を果たすため必要な業務を決し、理事長及び他の全理事の職務の執行を監督している。

理事長は理事会を招集し、全ての理事会において議長を務めている。理事会は、運営する大学及び短期大学ごとに受審体制を組織するなどの役割を果たし、適切な認証評価の実施に責任を負っている。また、運営する短期大学の発展のため、本法人内の大学及び短期大学、文部科学省、日本私立短期大学協会、大学・短期大学基準協会、各関係省庁、各関連団体、各自治体及び他大学等から、積極的に必要な情報の収集を行っている。理事会は、短期大学の運営に関し、学校教育法、私立学校法、短期大学設置基準、歯科衛生士法等の関連法令について法的な責任があることの共通認識を持っており、学校法人並びに運営する大学及び短期大学に関し、寄附行為をはじめとする必要な各種規程の制定、改正等の整備を適正に行っている。以上より、本法人の理事長は、寄附行為の規定に基づき理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

本法人の理事は、本法人の建学の精神である「自主独立」の趣旨を理解し、本法人の健全な経営についての学識及び見識を有する者の中から、私立学校法の規定に基づき適正に選任されている。また、本法人の役員の解任及び退任については、学校教育法の規定が寄附行為に準用されている。以上より、本法人の理事は、学校教育法及び私立学校法等の関連法令並びに本法人の寄附行為に基づき、適切に構成されている。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

本法人における理事会等の学校法人管理運営体制は十分に確立されており、強力なリーダーシップが発揮されているため、本テーマに関する課題は見当たらない。

〔テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ〕

〔区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。

- ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分 基準Ⅳ-B-1 の現状＞

学長は、教学運営においての最高責任者として、教育の質の保証に努めている。本学では、日本歯科大学新潟短期大学学則に基づき教授会が設置され、日本歯科大学新潟短期大学教授会規程に基づき学長が議長となり、大学運営に関わる重要事項を審議している。また、出席者から述べられた意見や各学内委員会からの報告を受け、学長はその権限と責任において総合的に判断し、最終的な決定を行っている。また、学長は、人格が高潔で学識に優れ、かつ、大学運営に関しての識見を有しており、建学の精神に基づき教育や研究を推進し、日本歯科大学新潟短期大学の向上と充実に向け、日々教職員と協働し努力を続けている。学生の賞罰等に関しては、日本歯科大学新潟短期大学学則、日本歯科大学新潟短期大学学生指導規程、日本歯科大学新潟短期大学教授会規程、日本歯科大学新潟短期大学不正行為取扱規程で定めている。学長選考は、日本歯科大学新潟短期大学学長選考に関する規程に基づき理事会が行い、評議員会に諮問のうえ決定している。理事長名によって任命された学長は、校務を掌り所属する教職員を総督しており、教学運営の職務を遂行している。以上より、学長は、建学の精神に基づきリーダーシップを発揮し、本学の運営全般を担っている。

教授会での審議事項及び諮問事項は、日本歯科大学新潟短期大学学則及び日本歯科大学新潟短期大学教授会規程で定められており、教授会構成員による審議により決定されている。学長のリーダーシップのもと、教授会では日本歯科大学新潟短期大学教授会規程の見直しを定期的に行っており、教授会の構成員は、意見を述べる事項を把握している。また、学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び教育研究に関する重要事項等について、教授会の意見を聴いたうえで決定している。教授会は、日本歯科大学新潟短期大学教授会規程に基づき学長が毎月1回招集しており、必要に応じて臨時教授会を招集することもできる。教授会の議事録は事務長が作成し、事務室に保管している。また、作成した議事録は、学長、学科長、教務課長、学生課長に内容確認の回覧を行い、確定版を教授会構成員に配布している。学習成果の評価及び三つのポリシーの見直しについては教授会で定期的に諮られており、共通認識を形成している。

学長は、日本歯科大学新潟短期大学組織規程及び各種委員会規程に基づき、教授会の下に教育上の各種委員会を設置している。毎月1回開催される定例教授会で各種委員会の

議事録内容が報告されており、学内での情報は常に共有され、適切に運営されている。以上より、学長等は、日本歯科大学新潟短期大学学則及び日本歯科大学新潟短期大学教授会規程に基づき教授会を開催しており、本学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学習成果を獲得するための本学における教授会等の教学運営体制は十分に確立されており、強力なリーダーシップが発揮されているため、本テーマに関する課題は見当たらない。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

本法人の監事は、寄附行為に基づき、本法人の業務、本法人の財産の状況及び本法人の理事の業務執行状況について適宜監査しており、理事会及び評議員会に出席し、積極的に意見を述べている。また、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に遅滞なく提出している。

〔区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

本法人の評議員会は、寄附行為に基づき、理事の定数である5人に対し、2倍を超える数である11人の評議員をもって組織されており、私立学校法の評議員会規定に従い適正に運営されている。また、各評議員は、本法人の運営業務に関する重要事項について、忌憚

のない多様な意見を積極的に述べている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

本学の教育研究活動等の状況に関しては、学校教育法施行規則に基づき、本学ホームページ「情報公開」において公表している。また、私立学校法に定められた情報に関しても、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、事業報告書、役員名簿等につき、本学ホームページにリンクされている学校法人日本歯科大学ホームページ「教育情報の公表」において公表している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

本法人におけるガバナンスは適切に機能しており、本テーマに関する課題は見当たらない。